

Title	合衆国憲法修正第十四条と州際通商条項：その運用と連邦・州の関係,連邦と企業の問題
Sub Title	The Fourteenth Amendment and the Interstate Commerce Clause. a study of their operations, the intergovernmental relationship, and the Nation-Business problem
Author	山口, 房司(Yamaguchi, Fusashi)
Publisher	三田史学会
Publication year	1988
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.58, No.1 (1988. 9) ,p.1- 55
JaLC DOI	
Abstract	<p>Civil War marked the close of one great epoch in the U S history, and the beginning of another In the prewar years, chiefly concerning the slavery issue, the nation-state problem was completely dominant for fear that centrifugal forces would tear the nation apart In the postwar years, capitalism took the leading part Capitalism, developing at a rapid but relatively moderate tempo in the prewar years, had been given an enormous accelerating thrust by the war, was now proceeding at a pace that was unexampled in the American history So the nation-state problem of the ante-bellum period was substituted for the new nationbusiness issue in the post-bellum days The primary purpose of the adoption of the War Amendments, especially the Fourteenth Amendment, was undoubtedly to protect and elevate the rights of newly freed negroes to a plane of equality with the white people But the Amendments in their practical operations, giving no power to both Federal and States governments, were carried not to achieve the said purpose, but to guard the, interests of corporations such as railroads, "the first big business" The application of the Fourteenth Amendment marked the practical overthrow of the Congressional ideal within seven years after its adoption The Supreme Court of the U S, by annulling the original purpose of the section one of that article in the two famous cases, reduced the bill of rights to distant potentialities Such being the operation of the Amendment, the so called "Conspiracy Theory" could be nourished among students of the late nineteenth and early twentieth centuries The corporations and trusts now used this newly adopted Amendment, with frequently accompanied by the interstate commerce clause, Art I, Sec 8, c 3 of the U S Constitution, as powerful weapons to promote their interests When the litigations came to the Supreme Court, almost always it helped the corporations expand This trend continued to the Court or the Constitutional Revolution of 1937 Men said that the power of governments, both Federal and States, should be used to control this giant, to mitigate the harm to individual and collective welfare that it might do if left unchecked Conversely, others could say that the giant would serve the community best if it were allowed to go its own way, that the laissez faire should be watchwords of the day Thus the question of whether governments should control capitalism, and how much they should control it, moved to the center of the American political arena, i e the nation-business problem came to the fore The chief interest of the present writer is to show that how these problems-intergovernmental relationship and the nation-business problem-would properly be understood in terms of the constitutional history (mainly through the Highest Bench's judicial reviews), dealing with the Fourteenth Amendment, the interstate commerce clause, and their step-child, the "Twilight Zone"</p>
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19880900-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

合衆国憲法修正第十四条と州際通商条項

—その運用と連邦・州の関係、連邦と企業の問題—

山 口 房 司

(一) はじめに

南北戦争の結果は、戦争による憲法修正に一括されている。これらの修正条項は黒人の市民的権利を確保するために定められたものであるが、少なくとも一時期、その意図するところとは大きく距った方向で運用された。端的にいえば、実業のバイブルとしての役割を演じたのである。一八六八年七月二十八日に合衆国憲法修正第十四条が承認されて以来、二十世紀初頭までに同修正の基幹部分である「法の適正手続き」条項の適用対象を調べてみると、次のような数字に出会う。すなわち上記期間内に同修正第一節がらみで合衆国最高裁が審理した総数六〇四件のうち、企業関係の訴訟三一二件に対して、本来の目的であったはずの黒人の権利に関わるのは僅かに二

八件に過ぎない(第一表参照)。それはまさに同修正が「私利追求、組織化された資本のマグナ・カルタになった」ことを示している。⁽¹⁾

このような事実から、同修正は起草段階から黒人ではなく企業の利益と権利を擁護する意図で制定されるべく画策されていたとする、いわゆる「陰謀説」を生み出した。この説の最も過激な主張は次の如くである。すなわち修正第十四条の起草者たちは、彼らの意図を国会からも国民からも隠して、「人」なる語を通じて、企業(法人)を同修正の保護領域内にもちこみうると信じていた、とするものである。

陰謀説の基盤は先の第一表が示すように、一八八〇年代、合衆国最高裁がまさに企業擁護につながる憲法解釈を是認し始めたことにある。この説は可成りの数の研究

第1表 修正第14条により州法からの救済を求めた当事者

連邦 最十月 裁期	総 件 数	法 人	黒 人	個 人	連邦 最十月 裁期	総 件 数	法 人	黒 人	個 人	連邦 最十月 裁期	総 件 数	法 人	黒 人	個 人
1872	2	1	0	1	1885	7	3	0	4	1898	31	26	0	5
1873	1	0	0	1	1886	4	1	0	3	1899	31	18	2	11
1874	1	0	0	1	1887	12	5	0	7	1900	32	14	0	18
1875	4	1	1	2	1888	8	2	0	6	1901	25	14	0	11
1876	1	1	0	0	1889	10	4	1	5	1902	28	11	3	14
1877	4	1	0	3	1890	13	0	0	13	1903	31	13	2	16
1878	0	0	0	0	1891	12	8	0	4	1904	34	20	0	14
1879	5	0	3	2	1892	10	3	0	7	1905	38	19	1	18
1880	1	0	1	0	1893	15	9	0	6	1906	35	21	1	13
1881	2	0	0	2	1894	9	5	1	3	1907	36	19	0	17
1882	4	1	2	1	1895	14	5	4	5	1908	30	15	2	13
1883	5	1	1	3	1896	26	17	0	9	1909	28	20	2	6
1884	5	2	0	3	1897	20	9	1	10	1910	30	23	0	7
総 計											604	312	28	264

出典: Charles W. Collins, *The Fourteenth Amendment and the States* (1974), p. 138.

と、それに応じた数の批判を提供してきたが、その殆んどは同修正を起草した両院合同委員会の一員コンクリング (Rostoe Conkling) の証言に注目したテイラー論文の登場以来、誕生したものである。⁽²⁾

一八八二年、合衆国最高裁においてコンクリングは、修正第十四条の起草者たちは黒人および白人ユニオニストの保護だけでなく、企業も同様に保護することを心中抱いていたと述べた。この証言はビアードが彼の南北戦争および再建解釈を展開するに当って、次のように扱われた。すなわち同修正は、地域心情的またはセクショナルリズムの傾向を持つプランターやファーマーに対抗して、連邦支配を争った産業資本側の革命的論理の結果として内戦が生じた、とする解釈の一つの基盤として、この証言がひかれたのである。ビアードは後の著においても、この考えをさらに発展的に展開している。⁽³⁾

しかしながら一九三〇年代に入って、陰謀説は徹底的な批判研究の対象となった。そのような研究の最初のものとしてグレナム論文がある。⁽⁴⁾ その他の類似研究と同じく、これを扱った彼の論文は、修正第十四条が企業の利益を慎重に考慮して工夫されたとの主張を打破する傾向にある。ただ彼は「企業問題」が合同委員会の「論議の

中で附随的に登場した」可能性までは否定していない。すなわち起草に当って中心的な役割を果たしたビングアム上院議員 (John A. Bingham) が、「一八六六年、彼の草案のすべてに自然人と同じく法人を支援するという決定的意図をすでに準備していたかも知れぬという可能性がある」として、陰謀説への全般的結論を慎重に限定的に述べている。⁽⁵⁾ 同修正提案者と企業との間のこのような結び付きの可能性は示唆されたまま残り、逆に一面で彼の論文が今日まで「陰謀説」生存の重要な基盤となっているため、両者間の結合考察は今も研究課題としてあり続けている。⁽⁶⁾

しかしながら重要なのは、このような制定者の「意図」の付度ではない。なぜなら修正第十四条を企業擁護の具に転換させたのは、起草者たちの意図ではなく、合衆国最高裁の憲法「解釈」だったからである。

同修正第一節がそのように変質するには、司法部門における解釈の際に、二つの重要なステップが必要であった。その一つは、同修正によって保護される「人」の中に「法人」が含まれること、第二には法の適正手続き条項が内戦前の手続き的規定概念(ただしドレッド・スコット判決を除く)のみならず、実体的制約規定として解

釈されることを要した。⁽⁷⁾

適法手続きの規定は遠くイギリスのマグナ・カルタ(第三十九条)に由来するが、それは幾多の判例によつてすこぶる流動的な内容を有するものとされている。それは合衆国憲法中の最も重要な規定の一つであり、生命・自由・財産に関する保障を規定している。独立宣言は不可侵の権利として生命・自由・幸福の追求を列挙したが、合衆国憲法は「幸福の追求」に代えて「財産」保護を規定した。この点に注目したラッセルは、企業(もしくは財産)擁護は修正第十四条制定以前にすでに存在したこと、またそれは司法権の自立的拡大にとつても極めて死活的かつ自然な部分であったため、この規定の内戦後における発展はすでに戦前から保証されていたとしている。⁽⁹⁾

また「自由」とは元來、正当の事由のない場合には身体の拘束をうけない権利と思慮されたが、拡張的に営業の自由、契約の自由など行動の自由をも対象とし、さらに修正第十四条解釈の展開を通じて基本的人権に密接する自由をも抱括するに至っている。これらのうち、修正第十四条の適法手続き条項と「市民的自由」との関係では今津晃氏の秀れた論考があるが、⁽¹⁰⁾本稿はこの適法手続

き条項のいま一つの側面、「財産権保障規定」としてのそれを取扱うのが主眼である。

法の適正な手続きには、手続き的な側面と実体的な側面とがある。前者においては正式な手続きをふめば、内容において悪法であったとしても、それに有効な法的強制力を持たせることが可能である。後者は単に法の執行手続きにおける正当性の確保を越えて、さらに法そのものの「実体的内容」の正当性および合理性を要請するものである。従つて「企業」利益がこの手続きによつて擁護されるには先ず、「自由」(たとえば契約の自由)とは何か、「財産」とは何かの実体的内容が法的に論ぜられねばならない。

内戦前における適法手続きは一般に、政府権威の実体的制限ではなく、手続き的制限を意味すると解されていた。すなわちそれは被疑者がその生命、自由、或いは財産を奪われる前に、この被疑者に対する幾つかの保護的権利を保障するものであった。これらの諸権利は令状なしの逮捕から保護されること、弁護士をつける権利、裁判に至るまでに大陪審による起訴を要請する権利など、約言すれば適法手続きは歴史的、第一義的に刑法犯罪において重要な意味を有していた。従つて企業の利益が保

護されるには、何にもまして適法手続きが財産、既得権、或いは契約など「民法」上の概念を包摂する必要があった。それが実現した時、修正第十四条は始めて実業のバイブルとなりうるのである。⁽¹¹⁾そしてそのような憲法解釈は、内戦後に訪れた。

いま一つ内戦の前後における大きな変化は、憲法「解釈」のみならず、裁判の「手法」にも生じた。トニー・首席判事に代表される如く、戦前の最高裁では英米法の伝統に基づく先例拘束力の原則 (stare decisis) が圧倒的に優勢であった。⁽¹²⁾しかし戦後のような大激動期においては、先例を待つ伝統的法理論では対処しえなかったのは、むしろ当然ともいえる。⁽¹³⁾従って合衆国最高裁は、問題となる条文に対し一貫して如何なる包括的定義をも判示することを拒否し、それに意味を「算入」したり、またはそれを「排除」することによって、修正第十四条の解釈を積み重ねていったのである。⁽¹⁴⁾

この手法は二十世紀に入ってなお、修正第十四条の適法手続きの条項解釈をめぐって五六七件の審理を経験した後も、ホームズ判事が判決文において述べた如く、「何が適法手続きかは環境による」と慨嘆させる状況を作出していた。⁽¹⁵⁾

それでは内戦後の環境は如何であったかを、以下に素描しておく。その際、常に次のような思考の枠組を持つことが有用と思われる。

内戦後の急激な二大変化——高速度の産業化と都市化——に対して、僅かに四〇〇万人以下の人口を持つ一八世紀農本的共和国のために書かれた一七八七年憲法は、どのような適応能力を持ちどのような適応を迫られたのか。この合衆国憲法は一九〇〇年時点では、人口七〇〇万人、そのうちおよそ五〇パーセントが都市に住むといった新しく複雑な社会的、経済的問題に対処しなければならなかった。⁽¹⁶⁾加えて内戦後の大量の解放奴隷人口の存在、移民、世紀末から世論を二分した帝国主義論争が継起した。まさに内戦はアメリカ史における一時期の終り、新時代の始まりを告げていた。

激動の内戦中、海外にいたH・アダムズは帰国して、戦火の中から生まれた祖国の激変ぶりに驚愕したが、⁽¹⁷⁾変化を感知したのは彼ひとりではない。三権力部門も、しばしば第四権力である政党も一様に根底的变化を体感した。しかしその規模がどれ程のものかを正しく認識するのは、右記のいずれにとっても不可能であった。このような状況下において、元来、その文言の不分明さの故に

こそ採択されたときえ言われる合衆国憲法を抱えて、再建期と、それ以後のアメリカは右の激変に対応していくことになった。

従ってその対処の道程が、理解し易い直線的軌跡を辿らなかったのは、むしろ当然であろう。しかしそのような複雑なコースは、内戦の直接的所産であるいわゆる戦争による憲法修正の検討によって、それへの理解が助けられる。一括して考察するべき三修正の中核である修正第十四条は、その内容と以後の運用状況、史的影響力のいずれからみても、考究の中心となるはずである。

南北戦争直後、国会の優位は合衆国司法部門の役割を減光させる程に際立っていた。この国会優勢はすなわち共和党急進派計画の勝利であり、該計画の中核は憲法修正、就中、修正第十四条の制定であった。解放黒人に対する十全な権利の確保を追求した一連の諸法は、同時にそれらを生みだした権力部門——国会に合衆国権力の重心があったことを示した。しかし皮肉にも、この再建計画の中心をなした修正第十四条が、権力の司法部門へのシフトを設定したのである。以下、そのようなシフトを経た後、優位にたった司法部門と、それによる修正第十四条解釈の変遷、その際、同時に論じられ続けた「独

占」と「国家体制」との関係——政体もしくは国体論を、幾つかの主要事件を通じて考察する。その際、本稿を年来の研究テーマであった州—連邦関係、それをめぐって戦われた南北戦争という視角の延長線上にあると位置づけて、同時に企業—州—連邦関係の併考を試みるものである。

注

- (1) Charles W. Collins, *The Fourteenth Amendment and the States* (1974), pp. 113, 114.
- (2) Hannis Taylor, *The Origin and Growth of the American Constitution* (1911), pp. 354-355. なおこの書に先立って、合同委員会のジャーナル、当時の新聞等を精査した Horace E. Flack, *The Adoption of the Fourteenth Amendment* (1908). があるが、同書は「法人」が修正第十四条第一節から利益を得ることができると意識していたか否かについては言及していない。それ故、陰謀説は右のテイラーの論文を始めとする解して差支えない。同修正採択時の状況についての法曹界からの観測、叙述については次をみよ。William D. Guthrie, *Lectures on the Fourteenth Article of Amendment to the Constitution of the United States* (1898, 1970 ed.), Lecture I: "Of the History of the

Fourteenth Amendment," pp. 1-32, esp. pp. 5-14.

- (c) C. A. Beard and M. R. Beard, *The Rise of American Civilization* (4 vols., 1927-1942), II, pp. 112-114. ユーモアの歴史観は、内戦前はプランターに、戦後は独占を生みだした産業資本主義に厳しい批判を投げかけた。

- (4) Howard J. Graham, "The 'Conspiracy Theory' of the Fourteenth Amendment," *Yale Law Journal*, XLVII (Jan., 1938), pp. 371-403 and XLVIII (Dec., 1938), pp. 171-194. シムム論文以外に次の二つが重視される。Louis B. Boudin, "Truth and Fiction about the Fourteenth Amendment," *New York University Law Quarterly Review*, XVI (1938), pp. 19-82; Andrew C. McLaughlin, "The Court, the Corporation, and Conkling," *American Historical Review*, XLVI (1940), pp. 45-63.

- (5) Graham, "Conspiracy Theory," XLVIII, p. 187. 傍点引用者、側線部分原著者。

- (9) James F. S. Russell, "The Railroads in the 'Conspiracy Theory' of the Fourteenth Amendment," *Mississippi Valley Historical Review*, XLI (1955), p. 603. この際「いわゆる「もと知恵」によつて、生じた結果から意図を推しはかり、恰かも生じた結果がすべて予見可能であったかのように錯覚する時、歴史における

陰謀説が生れるのが一般である。この点よくに留意して来た。

- (7) Bernard Schwartz, *A Basic History of the Supreme Court* (1979), p. 44.

- (8) 田中秀央「羅和対訳マクナ・カルタ」(京都女子大学) 昭和三十五年、九二―九五頁。なお同書は英語、独語のテキストも併せて解説を試みてゐる。

- (9) Russell, "Railroads," p. 602.

- (10) 今津晃編著「第一次大戦下のアメリカ」(柳原書店) 昭和五十六年、緒論、試験にたつアメリカ市民的自由―建国後の一世に於ける―(今津担当)。

- (11) Alfred H. Kelly and Winfred A. Harbison, *The American Constitution. Its Origins and Development* (1976), p. 473.

- (12) Judith A. Baer, *Equality under the Constitution. Reclaiming the Fourteenth Amendment* (1983), p. 72.

- (13) *Idid.*, p. 20.

- (14) Kelly and Harbison, *op. cit.*, p. 492; Collins, *op. cit.*, p. 112.

- (15) *Moyer v. Peabody*, 212 U. S. 84 (1909); Collins, *op. cit.*, p. 114. 傍点引用者。

- (16) 勿論、内戦前から可成りの速度の産業化、資本主義の発展は認識されていたが、周知のように一八五〇年代に

突出していた奴隸制論争が、その像を隠蔽する作用を働いた。Robert G. McCloskey, *The American Supreme Court* (1962), p. 102. として内戦後、合衆国は初めて資本主義の諸問題に本格的に直面したのである。

Andrew C. McLaughlin, *A Constitutional History of the United States* (1963), p. 720.

(17) McCloskey, *op. cit.*, p. 101.

(二) 新しい憲政的環境

共和党急進派の再建計画を幾らか大胆に要約すれば、次の二点に絞ることができる。第一は、合衆国に対して叛乱をおこした諸州は合法的政府を持ちうるか否か。第二は、解放奴隸の地位と十一の旧南部連合諸州の復帰を扱うのは大統領であるか、連邦議会の権限の下にであるか。

それへの解答は明白であった。急進派の代表的意見によれば、南部は「被征服地」(T・ステイヴンス) または「自殺した地域」(C・サムナー) であった。またその連邦復帰条件と、解放奴隸の地位決定もしくはは処遇は、戦中に過度に強化された大統領権限によってではなく、連邦議会がこれを決定すべきものとする—これが基本的な二大支柱であった。

従って国会による解放奴隸への施策は極めて迅速に打ちだされた。終幕を迎えてはいたが、依然交戦中の一八六五年二月に提案され、同年十二月に発効した修正第十三条は、内戦目的の一つである奴隸解放を明文によって約束した。それはリンカーンが軍の最高司令官としての権限に基づいた上で部分的な解放をなしたものを、あら

ためて国会が全土にわたり奴隷制を追放する旨の確約であった。この憲法修正は、修正第十二条が合衆国憲法に附加されて以来、実に六十年を経ての修正であって、以後合衆国憲法には一九一三年修正第十六条まで改変が加えられることはなかった。その意味でもそれは、まさに歴史的事件であった。⁽¹⁾

ジョンソン大統領の拒否権発動によって、法制化は一八六六年七月十六日まで延引したが、新解放奴隷法の国会提案は早くも同年二月十九日になされていた。さらにドレッド・スコット判決の原理をくつがえす必要に迫られた側面は有するものの、黒人の市民権を認めた市民権法は、これまた大統領の拒否権を乗り越えて一八六六年四月九日、国会を通過した。市民権や、法の平等保護等を定めた最も重要な合衆国憲法修正第十四条は、右の市民権法の合憲性についての疑念を払うという理由を一因として起草されたが、この市民権法の規定は同修正の中に挿入された。

一方、修正第十五条は原案からみれば全く弱体化した形で制定され、さらに国会主導による最後の市民権法（一八七五年）が通過した時⁽²⁾、急進派の再建計画は「事実上」終了していたのである。「すべての」終了は、程

なく、R・ヘイズを大統領職に、そして南部からの連邦軍撤退、白人南部デモクラットの権力回復、黒人の再隷属化をもってその幕をおろした。⁽³⁾

再建の諸約束は守られなかった。黒人の市民権、法の平等保護への国会のコミットメントは、ともかく十年間は続いた。それを長期と見るか否かでは意見は分れよう。

ただ大方の史家の間に一致している解釈は次のように思える。まず市民権法を始めとするいわゆる再建諸法と、修正第十四条第一節の持つ三項目は全くとはいえないとしても、殆んど同じ自然権の保護に言及している。従って同修正は再建諸法を含めた、より広い文脈の中でこそ、一層有意義に研究できる、とするものである。⁽⁴⁾ それらを「一つのユニット」として見た場合、一八六五年に修正第十三条が採択された時を始めとし、一八七五年の市民権法の通過で頂点を迎えたまさにきっかりの十年間は、独立宣言（の理想）と、合衆国憲法が巧みに黙示的に持った人種主義との間のギャップを埋めおわった時期と言ってさしつかえない。⁽⁵⁾ この指摘には再建諸法と、戦争による諸修正（修正第十三―十五条）とは全的にリンクしているとする認識と、修正第十四条研究への確かな接近法がみてとれる。

さらに「諸事実を鑑みて、くだらぬ異論を許さない一致点」は、制定者たちがこれら諸法の合憲性にはいささかの疑念も抱いていなかったと観ることであって、もし不一致があるとすれば、それは「この長期を見通した法律制定計画を支えるためには、修正第十三条の能力だけで足りるか否か」についての懸念の強弱であった。そして強い危惧がまさって修正第十四条、さらには同第十五条の補強を招来したのである。⁽⁶⁾このような認識は、修正第十四条が準備されていたその間に、市民権法がジョンソン大統領の拒否権によって暗礁に乗りあげたまま、それを取りきつていなかった事情を読みとれば、それだけで十二分に正当化されるであろう。

従って修正第十四条を起草すべき両院合同委員会は、二つの課題を達成する必要があった。第一は、南部における解放奴隷の現況につき、それを知るための聴聞会を開き、その一方で憲法修正草案を準備すること。⁽⁷⁾その二は、大統領の拒否権を如何にして封じこめうるかに配慮しつつ、国会における共和党穏健派の異議―国会に過度の権限を与えすぎるとの懸念から発する―をどう鎮めるかであった。そのため「修正第十四条採択物語の大難把なアウトラインについては……一般的な知識がすでに与

えられているとされている」もの⁽⁸⁾、右に述べた障碍克服、ないしはその故の妥協（それが後日、同修正についての様々な解釈を司法部門に許した）の事情を理解するため、若干の略史は有用であろう。

法技術論的角度と、以後合衆国に与えた影響度の大きさから見て、修正第十四条の最も重要な部分同第一節であり、その他は南北戦争に伴なう「一種の経過措置を規定したにとどまる」と言える。⁽⁹⁾ただ同修正起草全般にわたってリードしたビングラム、ステイヴンス、サムナー、トランブルの間には各節の力点のかけ方に微妙な相違が認められる。⁽¹⁰⁾

最終的成文を得るのに多くの変化をみたが、その制定意図は推進役を務めたビングラム上院議員のコメントにもよく見出しうる。ビングラム案の積極的表現は修正されたが、同第一節には「合衆国において出生し、またはこれに帰化した者」の文言が挿入された。この条文の採択には穏健な抵抗があった。なぜなら同節が、カリフォルニア州においてすでにアメリカには同化不能の分子であることを証明しつつあった中国人にも適用される可能性があったし、ペンシルヴァニア州でのジプシー、さらには特定されない程度において、インディアンも念頭にお

かれていたと思われたからである。⁽¹¹⁾

同節において、より一層重要と思慮された点は、管轄権行使の際に、誰が市民たることを決定するか、それは州または連邦管轄権のいずれに帰属するかの問題と、市民権とは何かを定義する問題であった。これらをめぐる論争の間には、内戦前の連邦権威対州主権の残照が垣間見られるのである。

急進派としては、国会の権限を高く持することが当然のことながら念頭におかれた。これらのことを一括して、ビングムは同第一節を次のように正当化している。

「今日まで我が国の憲法には欠陥があった。しかしその欠陥はここに提案された修正条項によって埋められるであろう。それは何か？ それは人民、合衆国のすべての人民に対し、合衆国憲法に明言された権威により、国会が従来持たなかった権限、持とうと試みさえもされなかった権限を、国会の立法によって果すという人民に宿る権限のことである。すなわち国家の法によって、この共和国のすべての人民と、彼らの特権を保護すること、そしてこの管轄下において叙上の権利が州の違憲の法によって削減されたり否定されたりすることから、すべての人の生得の権利を保護することである」⁽¹²⁾。かくて彼が心

中抱いたのは、黒人だけでなくすべての人に対する、しかも国会による市民権、法の平等保護であった。ビングムが良心的な法律家と評される理由はそこにあるが、すべての「人」の中に、やがて企業に対し「法人」格を与え、もって企業擁護の憲法修正に通じる道を残すことになった。⁽¹³⁾

同第二節は下院における急進派のリーダー、ステイヴンスが最重視したところである。⁽¹⁴⁾ その理由は次の二つに絞られる。すなわち本節は、各州に対し課税されないインディアンを除き各々の人口に応じ下院議員数を割当てる旨を規定しているが、それは戦前、奴隷制嫌悪Ⅱ反奴隷主権力闘争の中核であった、いわゆる五分の三条項（合衆国憲法第一条第二節三項）を廃棄したものである。またそれは黒人に参政権を与えることを望まなかった南部諸州に対して、普通選挙を行なうよう強いた条項でもあった。ただ本節だけでは非効率的と考えられたため、後にさらに黒人投票権への法的保障を与えるため修正第十五条が附加された。後年、最重要であることを自証した第一節よりも、本節により多くの審議時間が費されたのは、これが政治家としての議員たち自らの選挙生命に直接的に関わる議員定数を扱っていたからである。

第三節は、南部連合に加担または援助した者が連邦議會議員、文武の官職につくことを禁じており、第四節は、合衆国の国債はすべて有効と認める一方で、南部連合として負担した債務は無効である旨を定めている。第五節は、本修正実施の権限は「適当な立法」により国会が所有するとしている。以上のように、いずれにしても第一節を除く残りすべては、戦後における経過措置または手続きを定めたものである。

修正第十四条と同第十五条の文言は、国会における妥協を表わしている。⁽¹⁵⁾ 共和党急進派勢力がかげりを見せ始めたとはいえ、なお国会では可成りの支配権を維持していたことは、両修正の執行に必要な強^{エンフォースメント}制^{レギュレーション}諸法を通過させたことにかがえる。最初の施行法は一八七〇年五月三十一日、これを補完する法が一八七一年二月二十八日に通過した。⁽¹⁶⁾ ついで一八七一年四月二十日、通常クロー・クラックス・克蘭法として知られる修正第十四条第一節に述べられたすべての条項の勵行を求めた過激な法が通過した。⁽¹⁷⁾

しかしこの期間中に、急進派の退潮傾向と、それを実証する自由共和党運動がすでに反動として一八七二年には党内で進んでいた。一八七四年の諸選挙で共和党は下

院の支配権を失ない、上院での優位も大幅に減じた。潮流は変わったのである。⁽¹⁸⁾ このような状況の中でサムナーが「私の法案」と呼んで、最後の情熱を傾けた市民権法の審議が行なわれていた。

急進派が手がけた修正第十四条施行の「最後の法」となった同右市民権法は、およそ五年間も様々な形で国会に提案されていた。サムナーは幾度もこの法案擁護に全力をあげ、時には眼に涙してその通過を願ったと言われるが、遂にそれが陽の目をみるに会わずに死去した。ホア上院議員 (Georg F. Hoar, Mass.) への遺言が、この市民権法の未来と、急進派の凋落、黒人市民権擁護としての修正第十四条第一節の運命を判然と予測している。「貴官がこの市民権法案——私の法案——この市民権法案——の面倒をみねばなりません。決して廃案にはなりません⁽¹⁹⁾」。つまり廃案となる惧れさえあったのである。彼の死後およそ二か月を経て同法案は上院を通過したが、休会前までに下院で投票にかけられることはなかった。同法案がバター (Benjamin F. Butler) の指導下で国会制定法になったのは一八七五年三月一日のことであった。

その間、右に述べた自由共和党運動の他に、国会外で

二つの大きな動きがあった。一つは一八六七年十二月四日ごろから認められるグレンジャー運動であり、一連のグレンジャー事件として一八七七年マン対イリノイ判決にと至った合衆国最高裁の憲法解釈である。他の一つは一八七三年の屠殺場事件 (Slaughterhouse Cases) が修正第十四条適用第一号となったことである。

両判決とも周知のように、黒人の市民権に関わるものでなく、独占がらみの事件につき判示されたものであった。このように早くも一八七〇年代後半において、合衆国の主たる関心事——修正第十四条の運用対象は黒人の市民的自由から「独占」の問題へと移行していたのである。

一方、合衆国最高裁の側から見れば事態はどう映じたか。最高裁が新しい憲政的環境に直面したのは何時か。最高裁判事は、一八六六年にはその変化に気づかざるをえなかった。すなわち同年は次のような事態をみただからである——一八六六年二月十九日、新解放奴隷局法案、六月十六日、合同十五人委員会による修正第十四条の立案、四月九日、市民権法、そして同年秋に国会選挙を迎えたのである。⁽²⁰⁾ 権力三部門の中で抜んでた影響力を、やがて発揮することになる合衆国最高裁が、⁽²¹⁾ 当面した一八六六年はおよそ右のようであった。

内戦前、圧倒的な奴隷制問題の背後に隠れて視界に入りがたかった資本主義が、表舞台に登場した。資本主義の成長とともに、政府の権限はこの巨人の抑制に使われるべきか否かが問われ始めた。抑制せずにおけば、個人および集団の福祉を害する可能性があり、その害を軽減するために政府権限を行使すべきか。逆にこの巨人を自由放任主義下におくことによって、却ってアメリカ社会に奉仕すること大と観すべきか。約言すれば、資本主義をコントロールすべきか否か、もしなすとすればどの程度にまでか、が問われた。

過去における合衆国最高裁の圧倒的関心事は、連邦州関係であり、国会制定法の合憲性を審理する場合は、たとえば内戦前「連邦」法たる逃亡奴隷法に対し自由州権威によって制定された人身自由法との抵触がたずねられて、⁽²²⁾ それがユニオン存続への障碍になりはしないかと審理したのである。つまり最高裁による再審理の重大な役割は、ユニオンの維持であった。マーシャルとトニーの法廷は、遠心的勢力（州主権論）が合衆国を割るかも知れぬ怖れを常に心に抱いて審理を行なった。⁽²³⁾ 北部の勝利がそれを解決した。そのことは一八六九年、首席判事チェイスが「破壊しえざる諸州により構成された破壊さ

れざるユニオン」と高らかに判示した時、⁽²⁴⁾連邦州関係は一応の落着をみたといえる。

ただこの内戦と右の判決によって前述の関係問題が一掃された訳ではない。なぜなら連邦共和国においては、連邦構成組織間の問題は、理論的にも現実的にも決して消滅する性質のものではないからである。しかし合衆国最高裁の再審の場では、この問題は「絶対的」な意味においては最早やユニオンの存続を地域間の危ういバランスの上に置くといった条件は消滅したこと、また「相対的」には、それよりも一層大きな問題、経済統制が政治の場に登場してきたという意味で、連邦企業との関係如何へと重心を移行しつつあったと考えてよい。

すなわち再言するが、連邦州関係問題は完全に死んだ訳ではなく、合衆国最高裁諸判事は経済問題と同時に、それを併せ審理することがしばしばであった。⁽²⁵⁾この連邦共和国にあっては、社会的・経済的問題を扱う時にも常に、国家体制との絡みで論ぜられた。

憲政史の上では、建国から一九三七年のいわゆる憲法革命もしくは裁判所革命までの期間を通例、次のように区分している。合衆国憲法制定から内戦終了まで（一七八九年—一八六五年）を連邦州関係問題、終戦から憲

法革命まで（一八六五年—一九三七年）を連邦対企業関係を中心に、最高裁がそれら諸関係を審理してきたとする分類である。勿論、すでに述べたように、両関係の併存——というより両者の密着はあるものの、前掲第一表が示したように、内戦後に最高裁が特に修正第十四条がらみで扱った事件が圧倒的に経済企業との「独占」であったことは否定できない。加えて最高裁の諸判決が企業擁護的であったのも事実である。

しかしこのような事実指摘は、実は分析の出発点でなければならぬ。既述したピアードを頂点とする「陰謀説」が、修正第十四条合衆国最高裁既得権的富との三者関係をあげて、再建期から世紀交代期にかけての企業友好的憲法解釈論の出現を強調している。それ故、この問題はそれを越えて次のように論ぜられるべきである。一八六五年—一九三七年の合衆国最高裁はビジネス友好的であったか否か、つまり陰謀説の当否確認ではなく、偏愛ありとせばその性格と度合はどうであったかの検討である。さらに言えば、合衆国最高裁は連邦と州との関係をどう併考したかである。約言すれば、最高裁は右の両者を、戦後の新しい環境と価値観にてらして、どう判断し行動したかその役割をたずねることである。

以上の問に答える際、内戦後から憲法革命までの期を次のような二小区に分つ。すなわち一時期の要約ともいえる一八九〇年のシャーマン反トラスト法制定附近、世紀交代期をその第一とし、およそ一九〇〇年から裁判所革命までをその二とする区分である。⁽²⁶⁾すでに示したアプローチに基づいて、本稿が扱う期間は、その第一期である。

注

- (1) 勿論一八六八年修正第十四条、一八七〇年同十五条が発効しているが、それらはいわゆる内戦による憲法修正として一括し考察すべきものとして修正第十三条以後、同第十六条出現までの時間経過の中で、一単位として扱った。 Cf. Carl B. Swisher, *American Constitutional Development* (1978), p. 329.
- (2) Collins, *op. cit.*, pp. 18-19.
- (3) Richard Klugar, *Simple Justice* (1975), pp. 61-62.
- (4) Jacobus Ten Broek, *Equal under Law* (1965), pp. 35-36.
- (5) Klugar, *op. cit.*, p. 627.
- (6) Ten Broek, *op. cit.*, p. 201.
- (7) それは言うまでもなく、一八六五年十一月二十四日のシニッピー州に始まった南部諸州の“Black Codes”出現
合衆国憲法修正第十四条と州際通商条項

をみて、黒人の現時点および将来の地位を認識するためである。

- (8) たとえば早くも今世紀初め(一九〇八年)に出た Flack, *op. cit.* をあげて「共通の知識」があるとしている次の書を読みよ。 Swisher, *op. cit.*, p. 330.
- (9) 塚本重頼・長内了共著「註解アメリカ憲法」(酒井書店)一九八三年、二〇五頁。傍点引用者。ただし第二―五節は「近時その重要性を増している」 See, for example, Swisher *op. cit.*, p. 329.
- (10) Baer, *op. cit.*, p. 78.
- (11) 36 *Congressional Globe* 2890-2897; Swisher, *op. cit.*, p. 333.
- (12) 44 *Congressional Globe*, Appendix 84; Swisher, *op. cit.*, p. 332.
- (13) ユンガムの立場を説明したものに次がある。 Boudin, “Truth and Fiction,” p. 19; Graham, “Conspiracy Theory,” p. 371. それに対して批判として McLaughlin, “Court, Corporation and Conkling,” pp. 45-63. がある。具体的な鉄道会社などのように制定者の「陰謀」を否定したのは Russell, “Railroads,” pp. 601-622. である。また修正第十四条全体を通じて、文句が特定のではなく一般的であったことの指摘は次を読みよ。 Schwartz, *op. cit.*, p. 43; John Agresto, review of Raoul Berger, *Government by Judiciary*, in *Ameri-*

- can Political Science Review* 73 (1979), p. 1143.
- (14) 36 *Congressional Globe* 2459; Swisher, *op. cit.*, p. 329.
- (15) *Ibid.*, pp. 335-336.
- (16) Acts and Resolutions, 41 *Congressional Globe*, 2 Sess. 95; *Ibid.*, 3 Sess. 45; Swisher, *op. cit.*, p. 335. See also Collins, *op. cit.*, p. 16.
- (17) Acts and Resolutions, 41 *Congressional Globe*, 1 Sess. 294; 17 U. S. Stat. at Large, 13. See also Swisher, *op. cit.*, p. 336.
- (18) Collins, *op. cit.*, p. 19.
- (19) G. H. Haynes, *Charles Sumner* (1909), p. 433; Collins, *op. cit.*, p. 19. 傍点引用者。サムナーはこの短文の中で「市民権法案」を二度くり返している。彼は一八七四年三月十一日死去した。
- (20) McCloskey, *op. cit.*, p. 102.
- (21) *Ibid.*, pp. 127-134.
- (22) 拙著「南北戦争研究」(啓文社)一九八五年、四〇三—四七四頁。
- (23) 勿論、両者の連邦主義解釈には差異もある。See Alpheus T. Mason, William M. Beane, and Donald G. Stephenson, Jr., *American Constitutional Law. Introductory Essays and Selected Cases* (1983), "The Federalism of John Marshall," pp. 142-145.
- "Taney and Dual Federalism," pp. 145-146.
- (24) *Texas v. White*, 7 Wallace 700 (1869). 前掲拙著「七七九—七八〇頁参照。なお同判決は「破壊されるユニオン」と連邦権威の確認をなす一方で、国会による再建諸法の合憲性についての判断を避け、その上で諸州に共和政府を確立するのは国会の義務と判示している。Kelly and Harbison, *op. cit.*, p. 420; Andrew C. McLaughlin, *A Constitutional History of the United States* (1963), p. 650.
- (25) その好例が、修正第十四条がらみの最初の事件となつた「屠殺場事件」であつた。16 Wallace 36 (1873).
- (26) McCloskey, *op. cit.*, p. 105.

(三) 屠殺場事件

修正第十四条第一節は次のように定めている。「合衆国において出生し、またはこれに帰化した者にして、その管轄権に属するものは、すべて合衆国およびその居住する州の市民とする。いずれの州も、合衆国市民の特権または免責を制限する法律を制定または実施してはならない。いずれの州も法の正当な手続きによらないで、人の生命、自由または財産を奪つてはならず、またその管轄内にある人に対して法の平等な保護を拒んではならぬ

い」。ここに定められているのは市民の定義、市民の特権および免責の享受、州に対する適法手続き、法の平等保護保障の四事項である。一読して明らかのように、これはドレッド・スコット判決を消去し、黒人の市民権擁護をその目的としている。しかし合衆国最高裁が審理した修正第十四条がらみの最初の二大重要判決は、解放奴隷問題が連邦議会の最高の関心事であったにもかかわらず、いずれも黒人には全く関係のない事件であった。

一八七三年の屠殺場事件は、州が許可した独占によって窮地にたったニューオリonzの屠殺業者たちにより提訴されたものであり、もう一件はそれと同日に判決を下されたブラドウエル対イリノイ事件であるが、それは弁護士開業の免許を州に拒否された一人の婦人に関わる事件であった。⁽¹⁾

フェミニストたちは、このブラドウエル判決により多くの悪評を集中させているが、ここでの主たる関心は屠殺場事件にある。その理由は、本件が以後のアメリカ憲政史のコースおよび学説上の展開に、より大きな影響を及ぼしたからである。⁽²⁾

前節でみた如く、修正第十四条採択後間もなく急進派は共和党と国会双方で支配権を失なった。指導者サムナ

1、また彼とともに同修正の推進者であり人種平等を主張して白人・黒人双方に開かれた墓地に埋葬されることを望んだT・ステイヴンスも、彼に先立つ四年前（一八六八年）に死去していた。激情は冷却し、世論は合衆国政体の如何なる激変をも拒んだ。「合衆国は通常の健康者の呼吸をし始めていた」⁽³⁾、というよりはむしろ保守的と形容すべき状態にあった。

この期、すなわち内戦後から一九〇〇年に至るアメリカ史の多くの部分は、おおむね強力な企業（特に鉄道ではあるが、他の種の企業も含む）の独占と、それへの敵対行為をもって描くことができる。一八七三年の恐慌は、大企業が小企業を吸収する傾向を伴いながら、基盤の弱い多くの企業倒産をもたらした。徐々に繁栄が回復した後も、大企業の優位は維持され急速な成長が続けた。この七十年代中期の不況は、基底に鉄道の横暴があるものの、この傾向は多くの分野において独占支配の発展へとつながっていた。⁽⁴⁾

前述したように今日でも修正第十四条が企業擁護を意図したものがどうか問題とされるが、現実に合衆国最高裁は一貫して、企業は保護されるべき「人」のカテゴリーに入るとしてきた。一八八六年、鉄道会社を被告と

する事件で、⁽⁵⁾ 弁護団の主張をうけ入れ、首席判事ウエイトがそれを簡明に肯定して以来、特にそうである。それ以後、修正第十四条は適法手続き、平等保護の両条項において、個人のみならず企業にもそれらを保証するものと解釈された。

もし企業が修正第十四条の「人」の枠内に含まれなかったならば、同第一節は新しいアメリカ経済のマグナ・カルタとして展開されはしなかったであろう。最高裁が適法手続きに実体的側面を挿入することによって、戦後の産業主義は著しく加速された。しかしながらこの挿入は同修正制定後、直ちに生じたものではない。むしろ逆に、初期においては合衆国最高裁は適法手続きに対し極めて限定的な態度を示したのであって、この条項を単なる手続き的なそれと解することで満足していたのである。その好例が、同修正のもとで提訴された第一号・屠殺場事件である。⁽⁶⁾

本来の黒人市民権保護とは全く無縁の案件で修正第十四条が検討されることになった本件の概要は次の如くである。そもそも本件は連邦法ではなく、一八六九年制定のルイジアナ州法に絡むものであった。同州法はニューヨークの一会社に対し、動物の収容および屠殺の料

金一覧表を附けることを条件に、同市の一定地域内に屠殺、食肉集積場を設置する権利を与えた。他の者が該地で同様の行為をなすことを禁止した同法は、この業者に対し事実上の独占権を与えたに等しいものであった。そこで排除された同市内の他の屠殺業者は、この州法は修正第十四条の「特権および免除」(第一節二段)、「法の適正手続き」(同三段)、「法の平等保護」(同四段)に違反するとして州裁判所に同州法の差止め命令を求めたが敗訴したため、⁽⁷⁾ 誤審令状をたてに合衆国最高裁に提訴したものである。

ここでも結局は敗訴する上告人が、最も強調した点は第一節二段「合衆国市民の特権と免除」であった。

合衆国最高裁が本件の重要さ、関連範囲の広さに気付いていなかった訳では決してない。多数意見を書いたミラー判事は次のように述べている、「この義務が我々に課している大きな責任を我々は隠しはしない。これまでにその結果において、これほど浸透的かつ広汎で、この国の人民の利害にとってこれほど根本的で、合衆国の諸関係、⁽⁸⁾ についての影響においてこれほど重大な問題は、現最高裁判事全員の公的生活の前に提示されたことはなかった。」

敗訴した上告人の強調したように「いずれの州も合衆国市民の特権と免除を制限してはならない」とすれば、すべての市民的権利は連邦政府の保護下に入ることを意味する。それは保守的心情の最高裁諸判事が受容できる解釈ではない。なぜならそれは中央政府の巨大化につながるからである。ミラー判事はそれに代えて、いわゆるデュアル・シティズンシップ^{デュアル・シティズンシップ}の二元的市民権を提示した。ここに州の市民としての基本権と、合衆国市民としてのそれは峻別された。要するに州の警察権能は、広範囲において依然内戦前と同じく極めて独立性の高い法的力を持つと判示されたのである。⁽⁹⁾

五対四の判決において、採択後僅かに五年を経ずして、同第一節はその潜在力を大きく削減された。それは国会が州議会の領域に介入する権利、私的権利を規制・制限する連邦法の制定権が明白に否定された。そのような権威の行使は「国会が州議会の地位を奪い、そしてそれらを破棄することになる」とさえ述べている。⁽¹⁰⁾ このような最高裁の態度は、二つの事柄を生んだ——一つは戦前の連邦州関係の再現もしくは再確認であり、他は修正第十四条下における活動主体を、憲法「解釈」をなすことにより、国会から最高裁へと移したことであった、やがて「超議会」^{スーパーレヂスレーティブ}の先駆を準備したのである。⁽¹¹⁾

合衆国憲法修正第十四条と州際通商条項

第一節四段にいう「法の平等保護」についても、多数意見は、いかなる州法も階級としての黒人の差別を目的としたものでない限り、修正第十四条違反でなく従って禁止の対象とはならないとして上告人の訴えをしりぞけている。因みに殆んど同時に「平等保護」条項をもとに、弁護士開業の免許を拒否された一婦人の上告も敗訴した。⁽¹²⁾ この両事件はいずれも「州法による個人の侵犯」に関わるもので、連邦はこのような州法すなわち州警察権能に介入しえないとして戦前の国家政体を再確認し、その保守的体質を示した。広汎なスコープを持つはずの修正第十四条において、連邦州個人の基本権の關係に対し、合衆国最高裁は極めて狭義の解釈をなしたのである。かくて州による「法人」權益侵害(屠殺場事件)、州による「個人」に対する侵犯(ブラドウエル対イリノイ)、⁽¹³⁾「個人による他の個人權益」の侵害(合衆国対クルークシャンク)を、連邦はいずれも救済しえないとされたのである。

ただしスイーン判事の次の言葉は、将来における積極的な連邦介入を予表しているが、この時点では少数意見に留まっている。「内戦前に任務を果していた合衆国憲法によって、ユニオンによる弾圧に対しては多くの保護

策が与えられていた。しかし州による不正と弾圧に対する保護は殆んど与えられていなかった。その欠陥をこの修正が補填しようと思図されたのである⁽¹⁴⁾。すなわち州の不正と弾圧は「連邦」によって矯正もしくは干渉されんとする思考への道が予示されている。

後日の諸判決にてらしてみるとき、最高裁が本件において、「適法手続き」条項について長文にわたる判断を示さなかったのは、奇妙でさえある。最高裁は原告が適法手続きなしに財産を奪われたとか、平等保護を損なわれたとかを強く主張してはいないと述べた後で、次のように判断した。「我々がかつて見てきた経緯、または現在許容しうるとする同条項の解釈では、該ルイジアナ州法により課された制約が……同条項の意味の範囲内で、財産を収奪していると主張するような解釈は存在しない」。修正第十四条をこのように狭義かつ保守的に解釈した多数意見に対し、少数意見を述べたフィールド判事は、その後の諸判決において、「このルイジアナ州法に関わる問題が、「州の」警察権能と一体どのような真の関係があるのかが、適正に提起されもしなかったし、論じられもしなかったと常に主張した」と言っている⁽¹⁵⁾。

この判決は、直前まで視認されていた「極度の中央集

権的傾向」への反動であったことを示している。「国会は同修正実施の権限を有すると言われるが、それでは従前、排他的に州に属していた市民権の全領域が国会の権限内にもちこまれるように意図されていたのか」——それへの答は否定的であった⁽¹⁶⁾。その理由は明白であった。合衆国最高裁は、内戦前と全く同じに、州が州内諸制度・諸事象につき規制をなす責任と権限があること、州の警察権能の遂行——州の人民の健康、安全、福祉等のために立法する権利があると判示した。

またすべての私的権利が、修正第十四条によって連邦政府の保護に委ねられるのを認めることはすなわち、アメリカ国家政体の本質における「激的変化」を構成すると考え、旧来の州々連邦関係の破壊を肯定しなかったのである。最高裁のメンバーたちは、「政治的保守派」であった。またこの判決はその直後に、平等維持のための直接的な立法権は「国会」が保有するとした市民権法が通過している点でも興味深い。従って合衆国最高裁は、本判決の十年後、改めて最終的・結論的原理を明白に宣言する必要があることになる⁽¹⁷⁾。

しかし最高裁の保守的傾向、換言すれば諸判事が共和党急進派の原理に背を向けたことに対し、第一義的に、

また彼らのみにその責を負わせることはできない。なぜなら新聞論調は数多くのコメントを出すことによって、本判決への全国的関心の高さを立証しているが、それには好意的、批判的意見が相半ばしているからである。

「合衆国最高裁が、「南北」戦争フィーバーから立直りつつあり、また解釈について感情的大砲を捨てつつあるのを示したことが重要である」とのネイション紙は、大方の世論を代弁したものとされている。⁽¹⁸⁾ アメリカ社会自体も、保守的傾向を分け持っていたのである。

屠殺場事件は、州々連邦関係においては従前のそれを維持するとしたが、修正第十四条史すなわちアメリカ憲政史にとつては重大な画期点をなした。同修正が勝利的採択をなされた僅か七年後に、合衆国最高裁は同第五節を事実上無効とし、第一節の権利章典ビル・オブ・ライツの力を遙か遠くに押しやった。同判決は、国会が州議会の領域に介入すること、私的権利（たとえば企業の利益追求権）に対し規制をはかる連邦法を制定することを否定した。最高裁によれば、国会がそのような権威を行使すれば、州議会の地位を奪い、かつそれらを用無用化させると考えたのである。⁽¹⁹⁾

州々連邦関係を右の判決のように固定したままに

合衆国憲法修正第十四条と州際通商条項

て、修正第十四条を実業の権利擁護に資させる方向を示唆したのは、強力な少数意見を書いたフィールド判事であった。彼は同修正が「独占」にも適用されると強調して、狭義的、縮小的解釈を排している。市民の大きな階級が合法的事業に従事するのを禁ずる法律は、「適法手続き」なしに、彼らから自由だけでなく財産をも奪うものである」。最高裁の多数意見が変改し、このフィールド判事の見解が漸次的に最高裁の解釈となるが、そのような展開の「出発点」は鉄道関係分野における事件⁽²⁰⁾であった。すなわち次節で扱おうとするグレンジャー諸事件である。

注

- (1) 16 Wallace 36 (1873); *Ibid.*, 130 (1873).
- (2) Baer, *op. cit.*, pp. 106-107.
- (3) Collins, *op. cit.*, p. 21; M. Martin and L. Gelber (eds.), *Dictionary of American History* (1959), p. 586.
- (4) Swisher, *op. cit.*, p. 420.
- (5) *Santa Clara County v. Southern Pacific R. R. Co.*, 118 U. S. 394.
- (6) 16 Wallace 36 (1873). 本件の解説については次をみよ。今津「前掲書」六〇―六一頁。川又良也編「総合研

- 究アメリカ④—平等と正義」研究社（一九七七年）（三）適正手続き条項と連邦最高裁判所（畑博行担当）九八一—一〇〇頁。なお本件 *The Butchers' Benevolent Association of New Orleans v. Crescent City Live-Stock Landing and Slaughter-House Co.* のこと Henry J. Abraham, *Freedom and the Court. Civil Rights and Liberties in the United States* (1967), pp. 40-45, 47, 247, 253ff.
- (7) Mason et al., *op. cit.*, p. 344; Swisher, *op. cit.*, p. 337; Kelly and Harbison, *op. cit.*, p. 474.
- (8) 16 Wallace 67; Collins, *op. cit.*, pp. 21-22. 傍点引用者。
- (9) 16 Wallace 74; McLaughlin, *Constitutional History*, pp. 728-729; Collins, *op. cit.*, p. 22. なお「市民的市民権の紹介」については、今津「前掲書」六〇頁参照。
- (10) 16 Wallace 36.
- (11) Collins, *op. cit.*, p. 23.
- (12) *Bradwell v. Illinois*, 16 Wallace 130 (1873); Baer, *op. cit.*, pp. 106-107.
- (13) *U.S. v. Cruikshank*, 92 U.S. 542 (1876). 本件はもともと黒人が国会選挙において投票できるように重ねてきた努力を守るため、修正第十四条を補強する目的の国会制定法に関わるものであったが、同時にそれは個人による他の個人の私的、人格的資質への侵犯問題に触れるものであった。この問題につき連邦が介入し、救済しうるかどうかは、合衆国最高裁は再び、同様の保守的立場をとった。See also Collins, *op. cit.*, p. 22; Mason et al., *op. cit.*, p. 604; McLaughlin, *Constitutional History*, p. 724.
- (14) 16 Wallace 129; Swisher, *op. cit.*, p. 341. 傍点引用者。
- (15) Charles Warren, *The Supreme Court in the United States History* (3 vols., 1922), III, p. 271.
- (16) McLaughlin, *Constitutional History*, p. 732.
- (17) *Ibid.*; Kelly and Harbison, *op. cit.*, p. 476.
- (18) *The Nation*, April 24, 1873, quoted in Warren, *op. cit.*, III, p. 265; Baer, *op. cit.*, p. 105; McLaughlin, *Constitutional History*, p. 732.
- (19) *The Slaughter-House Cases*, 16 Wallace 36; Collins *op. cit.*, pp. 22-23.
- (20) Schwartz, *Basic History*, pp. 45-46. 傍点引用者。
- (四) マン対イリノイ事件
- 一八六〇年代末および七〇年代にかけて農業諸州、特にシシッピ、溪谷上部諸州では、人民の間に不安と不満

が充ちていた。その背景もしくは理由は多様であるが、次のように把握しておけばさし当り十分である。内戦後のデフレーションは農民の現金収入を引下げた、彼らは農産物の価格が高水準にあった経済拡大期と内戦直後に結んだ契約による負債を抱えたまま取り残される。そして同時に、一八七三—一八〇年にかけて合衆国全土を掩った不況という一般的影響をもうけて、いわば二重の打撃に苦しんでいたのである。そして経済的不満は常に政治的吐け口と、その攻撃対象を求めらるものである。すなわち同右地域における産業的条件に対する抗議としての、グレンジャー運動がそれである⁽¹⁾。

一八七〇年代、全西部において農民が加わったグレンジャー・クラブは、目的において社会的であったが同時に政治的でもあった。政治的には同クラブは、農業利益を重んじる法の制定を狙って州議会支配をはかり、七〇年代および八〇年代グレンジもしくはそのシムパは殆んど北西部諸州を握った。農民たちは彼らの苦境を主に鉄道を中心とする独占にその因を求めた。それは無理からぬことであって、たとえば一八八四年バトラー (Benjamin Butler) が当時の多岐な支持層を背景に大統領候補として登場した時、その指名を二つの政党——反独占党と全

国または緑背 (紙幣) 党から受けたことが、その事情を説明している⁽²⁾。

トラストへの反感は農民のみならず、それらに吸収されるなど敗退した企業からも提示されて、その敵意は「全般にわたっていた⁽³⁾」。すなわち多くの分野における時代傾向は、トラストの強大化と、それに対する反独占支配を指していた⁽⁴⁾。

このような傾向は、合衆国の政体の問題と絡みながら、八〇年代と九〇年代ではおおよそ次のような対象をとりあげて展開している。一八七〇年代から八〇年代にかけて、反独占運動は紙幣と鉄道規制とが密接に関連しながら、主として農業地域においてみられる。それは八〇年代末のベラミーの研究にみられるように、一種の社会主義思想優位の形をとってユートピア願望の宣伝を展開していく⁽⁵⁾。九〇年代の闘争は、一定水準以上の所得をあげる人および企業に対して「連邦」累進課税法による徴税をもって経済利益の均等化、不平等感の軽減を求めた。これら諸運動を先取的に結果づけると、富裕階級の猛反撃がこのような課税を早期に消滅させた、といえる⁽⁶⁾。

いずれの場合においても、これら諸運動に対しては連

邦よりも州がより積極的かつ敏速に反応している。そしてその手法は先ずコモン・ローに依拠していることに特色がある。たとえば運賃について規制をかけられた鉄道側は、そのような通商規制はコモン・ロー下において違法と主張しえなし、逆に規制をかけた諸州は同じ論拠によつて、差別的運賃はコモン・ロー違反であるゆえに、特別の「立法なしでも幾つかの専横は扱はうる」と考えた。また諸州は企業規制に関する連邦法制定以前に、すでに反トラスト法を制定することによつて「コモン・ローを補完した」⁽⁷⁾。すなわち遠くコモン・ローにまで遡上する修正第十四条が攻守いずれの側においても主武器となつた。かくて政党段階では、八〇年代の綱領は先ず州が先陣をきつて鉄道の横暴だけでなく独占一般の成育増大に攻撃をかけ、そして連邦政府からの救済的立法を求めたことを示している。⁽⁸⁾このことは同時に「修正第十四条採択以後、五十年間において同修正から最も多くの利益を受けたのは大企業であつたこと」⁽⁹⁾、また合衆国最高裁がそれへの擁護者を務めたことを意味する。

強大化の道を辿る独占と、その専横を攻撃する勢力との抗争は、当然のことながら修正第十四条を挺子にして闘われた。同修正がらみの提訴件数は次のようである。

すなわち同修正採択後の最初の十年間は、市民権等を定めた第一節を最重要条項として第五節まですべてを含めても合衆国最高裁が扱った事件は辛うじて半ダースにすぎない。それは合衆国全体が同修正の持つ影響力と強大さを完全には認識していなかったとも解さるべき数字である。その次の二十年間——この期には行政機能は自由放任主義概念に従うべしとする弁護士会の憲法論が盛行し、かつ最高裁がそれを確認、定着させた期であつた——この期は殆んどが特に平等条項よりも適法手続き条項の下で提訴された。その件数はおよそ二〇〇におよび、それに続く十二年間にその数は倍増している（第二表参照）⁽¹⁰⁾。明らかに修正第十四条の重要性が厭念なしに確認されたのである。

このような潮流の中にあつて、修正第十四条史の中で一つの主たる出発点になつたのは右のグレンジャー事件と密接した鉄道事件、いわゆるグレンジャー諸事件である。それは合衆国憲政史上画期的な事件であつた。そのことは判例集における頁数の膨大さによく示されている。⁽¹¹⁾諸事件を代表するマン対イリノイ事件の概要は次の如くである。⁽¹²⁾イリノイ州議會はグレンジャーが支配していた。そして農民の苦境は独占により暴利をむさぼる鉄

第2表 修正第14条の下で連邦が干渉した事件の数とその性格

連邦最高裁 10月期	1879	1880	1882	1885	1889	1893	1896	1897	1898	1899	1900	1901	1902	1903	1904	1905	1906	1907	1908	1909	1910	総計
連邦干渉件数	2	1	1	2	1	2	4	2	3	3	1	2	2	3	6	2	3	4	3	6	2	55
州憲法が侵害された件数		1						1										1	1			4
州法が侵害された件数	1		1		1	1	4	2	1	1	1	2	1	1	4	1	1	3		5	1	32
市条例が侵害された件数									2		1			1	1	1	1	1			1	9
州の訴訟手続きが制限された件数	1			2		1				2				1			2		2			11
州裁判決逆転件数	1	1	1	2	1	1	4	1	2	2			1	3	5	1	2	2	2	4		36
連邦さしとめ命令が支持された件数						1		1	1	1		1	1		1	1	1	2	1	2	2	16
州際通商条項関係														1				1	2	3	1	8
その他の条項					1	1	1	2	1				1	1	2	1	2					13
実体審理せず	1			1						2	1				1	1					1	8
少数意見	2	1	1		1		1		2	1		1	1	1	5	1	1	3	1	6	2	31
私的企業が主たる当事者				1	1	1	4	2	1	1	1	2	2	2	4	2	2	3	2	6	2	39
黒人関係	2	1	1							1				1								6
争われ た条項				1	1	2	4	2	3	2			2	1	6	1	3	4	3	5	2	42
{法の平等保護 適法手続	2	1	1	2	1		2	1	1	2	1	2	1	2		1		1	1	3		25
制限を受けた州法 権限関係	2	1	1	1	1	2	4	2	1	3		2	1	2	3	1	1	2	2	1	2	35
{警察権能 課税権 収用権				1					1		1		1	1	1	1	1	2	1	5		16
								1							2		1					4

Collins, *op. cit.*, p. 82.

道、それに結託する東部資本の故だと信じられていた。かくて同州議会は州警察権能に基づき、鉄道運賃、揚穀料、倉庫保管料などの公共料金を規制し、これによって独占を抑止する法律を制定した。本件はこれらイリノイ州法の適法性をめぐって争われたものであり、論拠は合衆国憲法第一条第八節三項（州際通商規制条項）および、修正第十四条、とくにその適法手続き条項であった。

一八七〇年に採択されたイリノイ州憲法第十三条は、揚穀業者にはその所有する倉庫が「公共的」な性格を持つと理解する義務があり、穀物保管について州議会は法制定権があるとしていた。一八七一年のイリノイ州法は倉庫所有者に保管料金を定め、免許が必要であるとした上で、倉庫従業員の行動管理についての規則をも定めていた。マンは免許なしに、また他の違法的業務によって倉庫業を行なったとして告訴され、イリノイ州最高裁で敗訴したため誤審令状に基づいて合衆国最高裁に提訴したものである。⁽¹³⁾

判決文は首席判事ウェイトが担当したが、本件において決せらるべき問題点とは、イリノイ州議会は合衆国憲法によって附託された立法権限に関する制約の下で、シ

カゴおよび近隣の人口十万人以上の町における倉庫保管料の上限を法により定めうるか否かであった。原告の論点を少しく分解すれば、次の三点に帰着する。右のイリノイ州法は次の各項に違反している。(一)外国および諸州間の通商を規制する権限は、合衆国憲法第一条第八節三項により国会に与えられており、従って州境を越える業種に対しイリノイ「州」は規制権を持たない、(二)同第一条第九節六項「通商もしくは収税に関する規律によって一州の港湾に対し他州の港湾に比して優越する地位を与えてはならない」、⁽¹⁴⁾(三)いづれの州も「法の正当な手続きによらないで、人の生命、自由または財産を奪ってはならず、またその管轄内にある人に対して法の平等な保護を拒否してはならない」とする修正第十四条第一節違反——がそれらである、と。⁽¹⁵⁾

要するに合衆国憲法の契約条項、州際条項について争ってはいるが、最重要係争点は修正第十四条第一節を基軸にして、州が鉄道運賃、倉庫保管料を設定する権限ありや否や、⁽¹⁶⁾すなわち州の警察権能と、当然のことながら州境を越えて営業するたとえば鉄道会社と、州際通商規制権を持つ連邦の権限との三者関係を尋ねているのである。ここに国会すなわち連邦権限と州の権限——合衆国

の政体問題が、内戦前とは異なったテーマをめぐって再登場する。

マン対イリノイ事件は、すぐ次におこる全国的規模の鉄道関連事件ではない。それはシカゴを中心とする揚穀業者の独占的地位と、その専横に関わって提訴された訴訟である。しかしそれは「独占」もしくは専制主とは何か、それに対置される「弱者」とは何か、また法治国家にあって弱者を定義するとしてそれを決定する「機関」と、それを救いうる制度もしくは「法的根拠」は何か——を問うものであった。

南北戦争直後の激動期に、今や旧来の専制主¹⁷ 奴隷主に代って「企業」が登場した。被抑圧者が守られねばならない、なぜなら強者は自らを守りうるのが常であり、弱者をこそ、たとえば制度によって守るべく工夫されたのが民主主義であるはずであった。建国の父祖たちのこのような認識を基底に据えながら、右の判決が下された¹⁷。

すなわち本件は、合衆国政体はそもそも何であるかの問題に凝集し、かつその解答を求めながら、実は建国時には存在しなかった修正第十四条を基軸に、次の数十年間以上も合衆国を爆発的状况に導く出発点となったので

合衆国憲法修正第十四条と州除通商条項

ある¹⁸。

シカゴ周辺における揚穀業者の独占状態が、修正第十四条を侵害することなしに州立法によって救済しうるか。合衆国最高裁は適法手続きについては、文言の深い検討を行なったというよりも、基本的には依然として屠殺場事件において判示された概念を踏襲している。ただしフィールド判事が述べストロング判事が同調した強力な少数意見は、修正第十四条の適法手続きを純粹に手続き的とみる伝統的見解を弱体化し、次の世代において主流的解釈となって企業¹⁹ 法人利益擁護に使用される実体的概念の方向を示している。その点において本件の少数意見は重要性を持つが、ここでは或る意味においてそれ以上の重要性を有する連邦²⁰ 州関係、すなわち合衆国の政体自体に直接的に触れる判示部分をとりあげる。

内戦は州権論を凌駕、論破して連邦優位の原理を確立したといわれる。その際、特に好んで引用される事例は、戦塵もすっかり収まったはずの一八六九年テキサス対ホワイト事件における合衆国最高裁首席判事の次の行文である²⁰。合衆国憲法は「そのすべての条項において、破壊されざる諸州より成る破壊されざるユニオンを指向している」。これは単なるレトリックではなかった。修

正第十三—十五條、および州の政治的、社会的諸制度に国家規範を押しつけ縛りつけようと意図された様々な法に對して、当の合衆国最高裁が連邦優位の行きすぎた論に對しては頑強な抵抗を示したからである。たとえば前述の屠殺場事件や、ここでは触れる予定のない市民権諸事件⁽²¹⁾における多数意見がそのことを語っている。その必然の帰結として、合衆国最高裁は州の警察権能に概して寛大な眼を向けたのであった。マン対イリノイ事件はまさにそのような観点から見らるべきである。⁽²²⁾

ウエイト長官は適法手続きの起源を、マグナ・カルタに遡及し、かつコモン・ローに言及しながら次の二点を判示した。すなわち私有財産といえども、それが公益に關わる時には単なる私権ではなく、州の規制下におかれること。また修正第十四條制定以前にも、公益のために私有財産権が州法により規制されてきたがその合憲性を問われたことがない——として州の警察権能を広く、そして適法手続きを狭く解釈した。⁽²³⁾「公益」の内容判断と、その使用・規制に關して強く州権を認めた合衆国最高裁の態度は、内戦前の連邦—州關係を認めている。

そのことがより強く表れるのが次の判示部分である。右に述べたように適法手続きが手続き条項としての意義

しか与えられていなかった時期（およそ一八九〇年以前）にあっては、成長しつつある実業・商業界側が、このような州規制に對抗する際に主たる對抗武器として依拠したのは、州際通商条項であった。当の揚穀業者の「独占」状態は、「西部の七ないし八の大州」にわたる州際的性格を持つと判断された点からして、最高裁への訴因としても該条項への依拠は当然である。⁽²⁴⁾ウエイト判決の重要性は「公益に關わる企業」理論を確立したこと、修正第十四條の適法手続きを狭義に、州権限を広義に解釈したことである。適法手続きなしに私権所有者の合憲的権利を奪うことは、「濫用ともなりうべき権限であることは承知している。しかしそのような権限が「州に」存在することは議論の余地がない。諸州議会による権限濫用からの保護には、人民は裁判所ではなく投票箱に訴えねばならない」⁽²⁵⁾。州権もしくは州人民の自治権は、このように高く保持された。私権を制約しうる「公益性」の決定権はウエイト理論では州人民に留保されていた。

さらに一八七〇年以後、鉄道を規制する州法につき、国会立法が無い場合の州立法権は司法の関心を集めながら、合衆国最高裁は一般に揚穀業者および鉄道料金を規

制したイリノイ州法を擁護している。マン対イリノイ事件のみならず、類似のいわゆる「グレンジャー諸事件」⁽²⁶⁾がそれであって、州際通商に対処する「諸機関」は国会立法によるべきであり、「それら機関は州際通商に関係することがある」が、必ずしも常にそうではない。国会法が制定されるまでは、諸州は州議会による規制が州際通商に間接的影響をおよぼす時でさえも、鉄道料金を規制しようとした。この判決の直後、合衆国最高裁はさらに、州領域内に在る物資が、それがたとえ州際通商を目的とした際にも、州による十分な課税対象となるとした⁽²⁷⁾。

このような州権限擁護的な合衆国最高裁の態度が変化をみせたのは、「歴史的なウォバッシュ事件」⁽²⁸⁾においてであった。本件の争点と判決の要旨は次の如くである。上告人の鉄道会社はイリノイ州ペオリアからニューヨーク市へ、ポンド当り十五セント、同州ギルマンからニューヨーク市までの類似の貨物にはポンド当り二十五セントの運賃を定めていた。同州裁は、右の運送が差別的運賃を課したとして、同運送のイリノイ州内部分に対し、それを禁じた同州法の適用を認めた。しかし合衆国最高裁は同右運送行為は一体として見做すべきであるから、

合衆国憲法修正第十四条と州際通商条項

同州法適用は無効とした。ミラー判事曰く、「これは全国的性格の通商であり、「州ではなく」国の規制が求められている」と⁽²⁹⁾。まさにマン判決時の論理は完全に捨象されて、一つには州警察権能の相対的低下に連邦優位と、他の側面に独占の擁護が準備されたわけである。

これに対しブラドレー、ウエイト、グレイの諸判事は国会法の定めが無い場合、州際通商への影響が間接的である限り、諸州が規制を課すことは許さるべきであると主張して反対した。しかし今度はマン判決時とは逆に、そのような主張は今や少数意見にと転落しおわたったのである。

前判決（一八七七年）から本判決（一八八六年）の間に、合衆国最高裁が十四の州規制法を破棄したことは注目に値する⁽³⁰⁾。かくて本判決と、一八八七年州際通商法の通過とにより、州の鉄道に対する規制は事実上、無意味となり、以後州と独占一般との闘争は明らかに後者の勝利にと終る。独占が擁護される武器としての修正第十四条第一節の「人」に法人が加わったこと、州際通商法との相乗効果によって、右の結果が生じる経過が次の考察諸点である。

註

- (1) McLaughlin, *op. cit.*, pp. 733, 760; Kelly and Harbison, *op. cit.*, pp. 447-478; Swisher, *op. cit.*, p. 420.
- (2) McLaughlin, *op. cit.*, p. 760.
- (3) Swisher, *op. cit.*, pp. 420, 421.
- (4) エドワードの著作は以下の稼動態様についての詳細は次をよめ。House Report No. 4165, 50th Cong., 2 Sess.
- (5) Edward Bellamy, *Looking Backward* (1888); Swisher, *op. cit.*, p. 422.
- (6) Edwin R. A. Seligman, *The Income Tax* (1911), Chapter III.
- (7) Swisher, *op. cit.*, p. 422. なおロキン・ローは衡平法の画概念が、合衆国によるように特殊発展をさせたものとして次をよめ。Gray L. McDowell, *Equity and the Constitution. The Supreme Court, Equitable Relief, and Public Policy* (1982).
- (8) "American Prohibition National Platform of 1884," and "Anti-Monopoly Platform of 1884," in Kirk H. Porter and Donald B. Johnson (eds.), *National Party Platforms 1840-1964* (1966), pp. 63-64, 64-65, respectively.
- (9) Baer, *op. cit.*, p. 105. その代表的なケースは言ひま
- れぬ。Lochner v. New York, 198 U.S. 45 (1905).
 同。
- (10) Collins, *op. cit.*, pp. 188-206; Edward S. Corwin, *The Constitution and What It Means Today* (1978), pp. 462-463. See also Benjamin R. Twiss, *Lawyers and the Constitution: How Laissez Faire Came to the Supreme Court* (1942), chs. II-VI.
- (11) 同は U. S. Report Vol. 94 に収録されし。鉄道側弁護団は適法手続きなしに人から財産を奪う、と云ふことに関する修正第十四条の該当条項につき争ったが、合衆国最高裁は全体においてマン対イリノイ判決に言及し留まつた。
- (12) *Munn v. Illinois*, 94 U.S. 113 (1877).
- (13) Mason et al., *op. cit.*, p. 351; McLaughlin, *Constitutional History*, p. 733; Kelly and Harbison, *op. cit.*, p. 478.
- (14) 本規定は州際通商に関する権限を「連邦」に与えたるが、それに對して各州に差別をこつはならぬ、と云ふものもある。
- (15) Mason et al., *op. cit.*, p. 351.
- (16) McLaughlin, *Constitutional History*, p. 733.
- (17) 判決文は、その歴史的考察に多くのページを充てしめ。
- (18) この時期までの、合衆国政体論については次を参照せ

- 46° Concepts of Federalism: "The Federalism of John Marshall," "Taney and Dual Federalism," and "National Supremacy and Dual Federalism, 1864-1937," pp. 142-145, 145-146, 146-147, respectively in Mason et al., *op. cit.*.
- (61) McLaughlin, *Constitutional History*, pp. 734-735; Swisher, *op. cit.*, pp. 399-400; Kelly and Harbison, *op. cit.*, pp. 478-479; McCloskey, *op. cit.*, p. 129.
- (62) *Texas v. White*, 7 Wallace 700 (1869); Mason et al., *op. cit.*, pp. 6, 146, 173-176. なお本件の争点と内容については前掲拙著「七十五」七十九-七八一頁参照。
- (21) Civil Rights Cases, 109 U.S. 3 (1883).
- (22) Mason et al., *op. cit.*, p. 146. 因みにこのように合衆国最高裁の態度が変るのは一八九〇年以後、とくに *Lochner v. New York*, 198 U.S. 45 (1905) が著例である。
- (23) McLaughlin, *Constitutional History*, p. 734; Kelly and Harbison, *op. cit.*, p. 479; McCloskey, *op. cit.*, p. 129; Swisher, *op. cit.*, p. 399.
- (24) McLaughlin, *Constitutional History*, pp. 733-734; Mason et al., *op. cit.*, p. 190.
- (25) 94 U.S. 134; Swisher, *op. cit.*, p. 400. 傍点引用者。

合衆国憲法修正第十四条と州際通商条項

- (26) 94 U.S. 77, 155, 179, 180, 187.
- (27) *Brown v. Houston*, 114 U.S. 622 (1885).
- (28) *Wabash, St. Louis and Pacific Ry Co. v. Illinois*, 118 U.S. 557 (1886).
- (29) Mason et al., *op. cit.*, p. 190.
- (30) *Ibid.* 前掲第二表も参照のこと。

(五) 連邦最高裁の変化

前節で述べた如く、ナショナリズムは内戦によって確固となったとする一般的理解には幾らかの留保が附されねばならない。このことは今日でも權威を持つ C・ウォーレンの合衆国最高裁史において、いかなる指摘されている。曰く、一八七四—八八年のウェイト長官の任期間は、まさに「ナショナリズムが干潮期と満潮期とを経験した時期である」。そして干潮期をおよそ一八八〇年まで、それ以後ナショナリストの傾向が強くなるとしている⁽¹⁾。このように政治的側面でナショナリズムが間歇的に退潮を経験したのとは別に、内戦後一貫して認められるナショナリズムは、経済界におこった。そしてその「商業的ナショナリズム」を支えたのは、他ならぬ連邦優位の力を背景に黒人の市民権を確保しようとした修正

第十四条であり、また通商条項（合衆国憲法第一条第八節三項）であった。

マン判決直後に、なぜ合衆国最高裁は態度を激変させたか、そして如何にして企業は「人」となったか、別言すればマン判決までの連邦問題の従属的地位化と、逆に経済統制問題が如何にして「より高次の問題⁽¹⁾」となったか——三ないし四の要因があげられる。そしてこのことを明白に示してみせたのが二つの事件——ウォバッシュ判決と、シャーマン反トラスト法に關わる判決であつた⁽²⁾。以下、最高裁がそのコースを「革命⁽³⁾」化させた諸要因を素描する。

その一つは、一八七八年アメリカ法曹協会 (American Bar Association) により展開された巨大な宣伝活動であり、第二は修正第十四条に關わる有名なコンクリングの証言、第三には屠殺場事件、マン判決等における強力な少数意見が常に存在していたことである。

第一の点について言えば、マン判決の一年後一八七八年に設立されたアメリカ法曹協会の活動は、一八八一年までに、州の立法権を広義に解釈してきた合衆国最高裁の姿勢を逆転させるべく、十分にかつ一貫した教宣活動を展開したことである。具体的には、同協会の活動は国

民に対し、諸判事は法を「作る」のではなく「解釈する」のが本務であると認識させることに主眼がおかれていた。同協会会長の年次演説およびおびただしい数の寄稿は、そのような理論を打ち出すに当って、個人主義の確立にはJ・S・ミルを、人間の闘争の不可避性についてはC・R・ダーウインを、そして政治における進化論についてはH・スペンサーの見解を援用したことを示している。

要するに唱導された自由放任主義は次のような字句に明らかであり、それは当然、企業活動をコントロールしようとした州の警察権能抑制を狙ったものである。曰く、「現世の最大の呪咀は統治過多である」、「成長をなす諸力はすべての人に絶対的に自由に任さるべきである」、「所有と責任とは、今や個人的なものである」、「もしトラストが共産主義的傾向に対する財産権の防禦的武器であるならば、トラストは望ましい⁽⁴⁾」、「独占はしばしば必需品であり、利点でもある」。

憲法とは単に基本的法律を意味するだけでなく、国家の構造および運用を決定づける原理、と定義した憲法学の権威T・M・クリー⁽⁵⁾は、一八七八年「プリンストン評論」三月号において右の論旨をさらに補強して、大衆

勢力の脅威台頭から企業活動を守る二つの安全策を提起している。その一つが合衆国憲法であつて、「もし正しく解釈されぬならば」、「もし原理が定着せず、恒久的でないならば」、「それら諸原理は立憲的ではなくなる」と。

企業保護手段の第二は、「高次の法」または「自然法」に求められた。クーリーは需要と供給の「法」が、あたかも合衆国憲法そのもの一部として組みこまれているかの如くに解釈している。たとえ独占が実在しているとしても、自由政府はサーヴィスの代替としての価格を決定しえない。「人が何かについての供給全体を支配しているという事実だけで、州が商品やサーヴィスの価格に干渉し制限する権威を与えられる」と言えるか——この(6)ような反論によつて、個人の権利が公共一般の利益の故に妨げられることから守られ、独占の活動が擁護されていった。

従つて自由奔放な独占の活動にとつて、乗りこえるべき障碍は、修正第十四条にいう「人」の中に自然人だけでなく法人を含ませることだけであつた。(7)これを決定づけた事件が一八八二年のサン・マテオ会社のそれであり、コンクリングの証言であつた。(8)とかくの風評の人物

であり、また証言内容の真偽の程はともかく、一八六六年連邦議会の合同委員会で修正第十四条起草者の一員であつたコンクリングの証言は印象的たらざるをえなかつた。「個人および株式会社は、不公平で差別的な州税、地方税に対して立法的、行政的保護を求めてアピールしていた……修正第十四条を立案した人々は……合衆国憲法の中に如何なる風が吹こうとも、不動の記念碑的真理を植えつけたのである」、その不動の真理とは「人」の中に企業が含まれるという起草時からの意図であつた。(10)コンクリング証言は後年(一九三八年)、修正第十四条「陰謀説」のソースとなり、さらに陰謀説そのものが偽りであるのか、また少なくとも彼のような偉大な法律家には似つかわしくなく、「彼は合衆国最高裁に憲法的な盗品章(11)典を売った」とまで酷評されたが、以後数年間に最高裁の態度を変えさせる大きな要因となつたのは紛れもない。

さらに第三の要因をあげれば、屠殺場事件、マン判決において常に強力な少数意見が存在し続けたことである。この継起が最高裁の態度逆転へと結実する大きな因子であつた。すなわちコンクリング証言後、最高裁は屠殺場事件においてミラー判事が述べた狭義解釈からの、

またマン判決におけるウエイト判事の適法手続き条項関係の違憲立法審査に対する狭義解釈からも訣別して、企業は「人」であるとのコンクリング説を受容し、⁽¹²⁾かくてかつての少数意見は今や多数意見としての地歩を占めたのである。

以上の三要素に加えて、合衆国最高裁判事の人的構成の変化が、最高裁変身を完成した。すなわち一八八七年および一八九〇年にかけて、前記両事件に関わった七判事が辞任もしくは死亡した。フィールド判事は生存し、一八八〇年には甥のブリューワー (David Brewer) と、首席判事フラー (Melville W. Fuller) が彼に加わり、ここに最高裁の逆転劇が成った。かくて適法手続き条項の広義的、実体的解釈と、企業の利益追求、財産権擁護が出現して、最高裁自らはいわゆる「超議^{スーパージェジスレイチユア}会」と称される地位を持つほどの権威を身につけた。

これを端的に例示したマグラード対カンザス事件 (一八八七年) を紹介しよう。本件は一八八〇年採択されたカンザス州憲法的一条項が、若干の限定的目的以外にはアルコール性飲料の製造および販売を禁止し、さらに一八八一年同州法が右禁止行為に対し罰則を定めたところから発した。原告マグラードは同法が制定される以前の

七七年にすでに醸造所を設立していた。そして前記州法発効後に、右の製造・販売行為を働いたとの理由で告発され有罪判決をうけた。彼は誤審令状により有罪判決の合憲性審理を求めた。⁽¹³⁾

係争条文は修正第十四条であった。判決文を書いたハーランは言う、「本件における全般的問題」は、前述のカンザス州諸法が同修正第一節に定められた条項に「抵触するか否かの問題である」と。⁽¹⁴⁾ 同判決は企業活動、適法手続き条項、次節で考察する州際通商条項にも触れた広汎なものであったが、特にここでは合衆国最高裁がこの時点すでに高い権威を保持していたことを指摘しておく。「明らかにこれらの諸目的「徳義と福祉」の増進をはかった立法のすべてが、州警察権能の正当な行使としてうけとられるとは必ずしも限らない」。正当か否かは合衆国最高裁によって決せられるべき性質のものである。「各級裁判所は単なる法の文言によって拘束されるべきものでなく、また虚偽の公言だけで誤ってはならない。諸裁判所は好きなように——実際、⁽¹⁵⁾ 尊厳な義務の下で——事案の実体を見定めてよいのである」。ここでは「州」の権威も全く最高裁の判断の下で、その意のままに変更されること、すなわち連邦州関係といった伝

統的な國家觀の基底にあつた強い州警察権能が殆んど無惨なまでに否定されて、国體概念についての大修正がみとれる。

さらに合衆國最高裁のこのようなコースは、公共のために州が独占規制（たとえば鐵道運賃の規制）に乗りだすことを抑止し、修正第十四条下における独占擁護の防波堤を準備するようにと導いた。三年後、シカゴ等鐵道会社対ミノネタ事件⁽¹⁶⁾での、ブラッチフォード判事の意見がまさに雄弁にそれを裏づけることになった。本件の概要は次の如くである。一八八七年、ミノネタ州法は、「財産の運送のための料金に対し、平等かつ合理的な率を定める」権限を持つ鐵道・倉庫委員會を設立した。本件では同委員會が特定地域内のミルク輸送賃を四・三セントから二・五セントに引下げよう命令していた。同委員會の命令を支持したミノネタ州最高裁が「合理性」問題につき衡平法上の審理を認めなかつたので、鐵道会社が誤審令状に基づき合衆國最高裁に提訴したものである。六対三の少数意見を抑えての判決は、運賃の合理性の問題は州委員會の判断に委ねないものであり、司法再審理にかけられねばならない性質のものとした。現代アメリカ憲政史の權威は、「この判決でもって司法革命は

完成」し、かつてミラー判事が合衆國最高裁は修正第十四条の適法手続きの下で、州議會の「パーベチユアル・センサー万年檢閲官」になるであろうと予言したことが現実のものとなつたと理解したが、ハウ判事（Charles M. Hough）も、「この判決から、大汨濫が始まつたと算定」⁽¹⁸⁾している。

このような事態の到来は、すでに一八七五年ミラー判事の予測するところであつた。「四十年も法曹界にあつて、鐵道会社やそれに附随するあらゆる資本のお先棒かつきであつた判事たちが、今やこのような利害が争われている諸事件を裁こうとしている時、彼らと争うことは無駄である。彼らは最初から、そのような「支援的」影響力を必要としない人々のためにすべてのトレーニングとフィーリングをあげて、資本側にくみしている」。彼の結論はむしろ絶望的ともいえよう、「私は義務は果すつもりだ。しかしこれ以上、戦う気はない」と。

合衆國最高裁は完全に資本の防波堤となり、合衆國憲法と自由放任原理とを直結して、「労働組合または議會に結集された単なる頭数」⁽¹⁹⁾から資本を守る立場をとつた。かくて修正第十四条は本来の黒人擁護のではなく、資本擁護の具に供されたことが、提訴件数と裁判当事者の種類により明らかである（第二および四表参照）。さ

らに最高裁は州議会をもその監視下におくことによつて、大きく合衆国を伝統的な連邦—州関係から連邦—経済界関係を中心に動かせようとした。最高裁は遂に修正第十四条の下で、「合衆国における経済的専制者」「超議会」的存在となった。⁽²⁰⁾

注

- 71.
- (4) Mason et al., *op. cit.*, p. 305.
- (5) Thomas M. Cooley, *A Treatise on Constitutional Limitations* (7th ed., 1903); Swisher, *op. cit.*, pp. 10, 22.
- (6) Mason et al., *op. cit.*, p. 305. 傍点原著者。
- (7) Schwartz, *op. cit.*, p. 44.
- (8) *San Mateo Co. v. Southern Pacific R. R. Co.*, 116 U.S. 138 (1883).
- (9) ロンクリンズ証言の信憑性については次を参照。
Boudin, "Truth and Fiction," p. 19; McLaughlin, "Court, Corporation, and Conkling," pp. 45-63. 特に「証言や裁判の」中正的の検証したと評価の高く Graham, "Conspiracy Theory," *Yale Law Journal*, XLVII (Jan., 1938), pp. 371-403; *ibid.*, XLVIII (Dec., 1938), pp. 171-194. どれも個別鉄道会社を取ら上りて実証したものとした次の論文を参照。Russell, "Railroads in 'Conspiracy Theory,'" pp. 601-622.
- (10) Mason et al., *op. cit.*, pp. 305-306. 傍点の点のこころは今津「前掲書」六三—六四頁に極めて適切に紹介と解説がある。
- (11) Cf. Graham, "Conspiracy Theory."
- (12) *Santa Clara County v. Southern Pacific R. R. Co.*, 118 U.S. 394 (1886). 三件が一括審理された。
- (1) Charles Warren, *The Supreme Court in the United States History* (2 vols., 1925); McCloskey, *op. cit.*, pp. 124-125; Mason et al., *op. cit.*, pp. 127-134.
- (2) Kelly and Harbison, *op. cit.*, pp. 126-127; *Wabash, St. Louis and Pacific R. R. Co. v. Illinois*, 134 U.S. 418 (1886). 傍点のチャートマンとトリスと法に對して民法が最初の判断をした事件 *United States v. E. C. Knight Co.*, 156 U.S. 1 (1875). 同法に對する各問題係人物を手際よく紹介したものに次がある。Richard B. Morris (ed.), *Encyclopedia of American History* (1965), pp. 261, 494.
- (3) Mason et al., *op. cit.*, p. 306; Alpheus T. Mason and Gerald Garvey (eds.), *American Constitutional History: Essays by Edward S. Corwin* (1970), p.

Collins, *op. cit.*, p. 128; Mason et al., *op. cit.*, p. 306.

- (13) *Mugler v. Kansas*, 123 U.S. 623 (1887).
- (14) Mason et al., *op. cit.*, pp. 356-358, esp. p. 356.
- (15) *Ibid.*, pp. 356-358, esp. p. 357; McCloskey, *op. cit.*, p. 131.
- (16) *Chicago, Milwaukee and St. Paul R. R. Co., v. Minnesota*, 134 U.S. 418 (1890).
- (17) Mason et al., *op. cit.*, p. 308.
- (18) Charles Hough, "Due Process of Law Today," 32 *Harvard Law Review* (1919), p. 228.
- (19) Mason et al., *op. cit.*, p. 308.
- (20) Edward S. Corwin, *The Constitution and What It Means Today* (1978), p. 463.

(六) 州際通商法への道程

内戦後から十九世紀末までの合衆国における新環境は、(四)において触れた。独占と、それへの反対は鉄道にその典型的な姿をとって立ちあらわれた。鉄道建設の初期の段階では、政府による規制の必要は殆んどなかった。しかし横暴が目立つにつれ何らかの規制が、連邦ではなく先ず州議会によって考慮され始めた。州はその

主権を行使して様々な規制立法を定めたが、特定の専横に適用可能な刑法、民法は、当然のことながらこの新環境をめざして予め制定されていたわけではなかったから、独占に対抗するには何らかの新工夫を案出しなければならなかった。それが通商規制委員会であった。

同委員会に頭初、与えられた機能は鉄道運用に関する事実を調査し、広報をなすことであった。鉄道会社の横暴を一般に周知させることによって、それを抑制しうると期待されたからである。若干の効果はあったが、ヴァンダビルト派のゴールド (Jay Gould) や、ハンティントン、スタンフォードらは、このような施策にひるむことはなかった。却って企業側は、諸州が州法によって最高運賃率を設定しようとする動きを見せた時、多様な利益集団から成り会期も通年ではない州議会では、運賃規制のような仕事は果せないと見てとった。

対抗上、州はアマチュアではなく専門的知識を持つ人材で構成される恒常的な規制委員会を発足させることになる。かくて誕生した通商委員会は立法、行政、司法の三権を一手に掌握した。このような権力集中は後述するように、漸次的にはあるが、七十年・八十年代のアメリカ社会の激動の中から誕生し、やがて「第四の統治

部門」と呼ばれるに至って、以後の憲政史における重大なエポックを画すことになる。⁽¹⁾

企業の横暴から生起する諸問題を解決するよう先ず迫られたのは、州議会であつた。従つて少なくとも一八八〇年以前は、規制問題は州法の形をとつて現れざるをえなかつた。企業はそれ故、合衆国憲法、特に通商条項や修正第十四条の適法手続き条項に則つてこのような州法に対抗するが、およそ一八九〇年頃を境に、それ以前は一般に修正第十四条適法手続き条項に訴え、それ以後は通商条項に依拠したと概括できる。相對峙する陣営と、使用さるべき武器とを一先ず右のように理解しておく。

内戦後、特に州議会はブルジョワ的産業主義から発生した諸問題を解決すべく迫られていた。⁽²⁾一八六九年に最初の大陸横断鉄道を完成した鉄道業界は、七十・八十年代に一先ずの鉄道網完成期を迎えたが、それとともに自由放任思潮を推進力として自らを独占的段階にと押しあげた。独占が目立ち始める一八八〇年以前でも、鉄道会社の専横とスキャンダルは憂慮すべき状態にあつた。リベートは慣行であり、それは他の会社を排除して独占への道を拓く手段として多用された。プール制度が企業間の競争を終熄させ、旅客・貨物運賃を上昇させる独占的

方法として採用された。^{バイキング・ポイント・システム} 出発点制度が高利益をあげうる産業地域と然らざる地域との間に差別的運賃を適用した。このようなことが一般化するにつれ、大衆たとえば農民たちは何らかの企業規制を求め始めた。また競争に遅れをとつた他の鉄道業者自体も、「自殺的競争」排除のための法的保護を求めていた。資本の自由活動に対する国家の最初の干渉、最初の経済統制法たる州際通商法制定の背景は右のように要約できよう。⁽³⁾

鉄道会社の専横を規制する試みは、先ず州段階から始まつた。右の目的を達成するための法律制定、およびその法の施行を確保するための委員会が設立された。同委員会に与えられた権限は次の如くであつた。鉄道会社の営業権濫用行為について審理し、法律(州法)違反を調査する権限、さらに侵犯行為のある時はそれに対し停止命令書を発行しえた。^{フンド・デシズト} 同委員会には貨客運賃を固定させる権限を与えられるのが通例であつたが、このような規制権限は州がその領域内における通商を規制する権能を留保するのみならず、「連邦法が無い時」には附随的に州際通商の幾つかをも規制しうるとする理論に依拠していたのである。⁽⁴⁾

またそれは国家的利益が直接的に影響される場合以外

は、コミュニティ内の諸事象は連邦政府の干渉なしに、自決、規制されるべきであるとの建国以来の理念にも支えられていた。このように述べるのは、決して「死亡した州権論」を蘇生させる意図ではなく、アメリカ共和国の基本的原理を考究する意図に発し、⁽⁵⁾州権能と連邦支配との関係が、建国以来この国の政治体制における最大級の問題であり続けていた、との認識から出たものである。

従って屠殺場事件に参加したキャムベル(John Archibald Campbell)が主張したような「司法^{ジュディシアル}・皇帝^{エムパイア}・国^{ビルディング}建^{ビルディング}設」の構想も、連邦政府の絶対的な優位性も未だ十全には達成されていなかった。諸州は留保したその警察権能によって、経済問題を規制する可成りのフリーハンドを許されていた。合衆国憲法の「必要かつ⁽⁶⁾適当条項」に関するマーシャル・トニー両法廷の国家権限についての見解は、未だ一般的に弘く許容されていた。そして修正第十四条の適法手続き条項は、主として手続き的な保障と解されていた。従って内戦後、十数年間は合衆国最高裁は完全に満足でなかったとしても、経済的諸問題を「統治体の政治的諸部門の一つ」である「州」に委ねることに好意的であった。この広大な国家にあっては、州政府の独立性は奨励される必要があつて阻害されるべ

きではない⁽⁷⁾。との伝統的信条があつた。ただ急速に進む産業社会の速度と巨大さが、州権力の守備範囲を遙かに越えつつあつた。

鉄道は数州または全国にまたがるネットワーク、合同をすでに形成していた。一州法によっては、このような産業に対し統一的、全国的政策を施すのは不可能であつた。個々の州は鉄道トラストを規制することはできない。州による規制の困難はそれに留まらない、むしろ合衆国憲法そのものが阻害因となつたのである。同第一条第九節六項は次のように州際間の差別を禁じている、「通商もしくは収税に関する規律によって、一州の港湾に対し、他州の港湾に比して優越する地位を与えてはならない」。この条項は、州が鉄道その他の独占企業を規制しようとする場合、一州で与えられた企業免許は他州でも公法として承認されねばならない、と解釈される。従つて大規模企業は、企業活動に最も寛大な規制法を持つ州をその経営範囲に組みこんでおくという一般的政策を採つた。特に規制のゆるやかなデラウエア、もしくはニュージャージーを含んでおくことが得策とされた。州は規制をなすに際し、このような経済的現実⁽⁸⁾に直面しなければならなかつた。かくてギボンズ対オグデ

ン、クーリー対港湾管理局の両事件において、⁽⁹⁾限定的ではあれ合衆国最高裁により司法的に是認された州警察権能も有効には作動せず、何らかの連邦介入が必要視された。

右の背景があつて、一八八六年までにみられた二つの展開が翌年の州際通商法制定を促した。その一つは国会の動きであり、他は司法のウォバッシュ判決であつた。

国会では、一八七四年W・ウインダム主宰の上院特別委員会が「連邦政府の州際通商規制に関する勧告」を報告したが、その内容は海岸にと至る競争的路線、水路の開発、統計局の設置などを奨めていた。しかしそれは独占の規制を求める農業地域の要求を到底満たすものではなかつた。同年下院ではマクレアリー法案が提案された、下院を通過したものの上院では否決された同法案の内容は次の如くである。すなわち最高運賃率の決定、告訴に基づく調査、証人喚問などの権限を有する連邦委員会の設置、がそれらである。ついで一八七八年、割引き、払戻し、プール、差別的運賃の禁止を盛りこんだリーガン法案も同様に上院において否決されたが、その代案とでもいふべきレポートがイリノイ州選出上院議員カロム(Shelby M. Cullom)によって提出された。連邦による

州際通商規制を勧告したこの報告が、事実上一八八七年、下院においては二一九対四一、上院で四三対一五の票決によって通過した州際通商法(同年二月四日法制化)⁽¹⁰⁾の基盤となつた。

州際通商法を制定させる直接的契機⁽¹¹⁾の他の一つは合衆国最高裁の判決の中から生れた。すなわち一八八六年のウォバッシュ判決である。本判決は最高裁が従来⁽¹²⁾の諸判決においてとつてきた解釈を自ら覆えし、かくて州の権限は決定的に削減され、さらに建国以来の連邦と州との間の権限の帰属をめぐる争いの中で、しばしば重大な役割を果してきた合衆国憲法第一条第八節三項について「歴史上有名な」⁽¹³⁾または「歴史を作るような」⁽¹⁴⁾な判示をなしたのである。本件は独占利益の擁護(結局は自由放任原理を承認したから)防壁となるとともに、アメリカ共和国の政治体制観にも重大な影を落した。すなわちそれ以後の諸判決が、「商業的ナショナリズム」という新しい諸現実を生みだし、各分野における従来の連邦州関係のバランスに大きな影響を与えたのである。

ただ内戦後の合衆国最高裁が、このような種のナショナリズムへの配慮を念頭においていたとしても、そのような示唆が必ずしも内戦後の最高裁が戦前のそれと異

質であつたということではない。ただ旧来の「連邦主義」または主権の所在如何といった問題が、今や経済統制という「より高次の問題」の前に從属的地位に落ちたという現実が登場しただけであつて、決して消失した訳でないことと混同し誤ってはならない⁽¹⁴⁾。

さて連邦主義問題の從属的地位化と、主要諸分野における全国的統制諸法（州際通商法も含め）を生みだす運動量を与えたウォバツシュ事件の係争点と、判決文の主要な問題を略記すれば次の如くなる。ウォバツシュ鉄道は貨物の輸送に当り、イリノイ州ペオリアからニューヨーク市へはポンド当り十五セント、同州ギルマンから同右市へは二十五セントの運賃を定めていた。前者の場合、距離にして八十六マイル長かつたにかかわらず、右のような運賃格差があつた。それは輸送契約における長距離・短距離条項、および州内運輸時の運賃差別を禁止したイリノイ州法に違反するとの理由で、同州裁において敗訴した原告が合衆国最高裁に訴えた事件である。最高裁は右の運輸はイリノイ州境を越えた単一の一貫した輸送であるから、同州法の適用は無効であると判示した⁽¹⁵⁾。

判決文を書いたミラー判事の主張の中で注目すべき点

合衆国憲法修正第十四条と州際通商条項

は、州境を越える「これは全国的性格の通商」であり、それゆえ「国家的規制が要求される」として、イリノイ州法を無効としたことである。要するに州際通商規制権は排他的に国会にありとして、州の警察権能を深刻に削減したのである。ミラー判事は言う、州法が「州内で始まり州内で終る物の輸送に限定されている時には、それは非常に公正で公平であるといえる……しかしそれが諸州間の全行程にまたがる物資の輸送に対し適用が試みられる時には、この種の原理および各諸州の原理は輸送それ自体の運賃率を確定するようになさるべきである……諸州間の通商の自由に及ぼす有害な影響は……看過さるべきではない」。そして本件に関わる輸送は全国的性格に属するから、如何なる規制も「合衆国憲法の通商条項の下で合衆国国会によってなさるべきである」⁽¹⁷⁾。

さらにその上に駄目を押すようにミラー判事は次のように附言して、合衆国最高裁の姿勢を一層明確にしている。「諸州にまたがる通商の一部を構成する輸送に対し、同一州内の鉄道会社の料金と運賃を規制することを企てた州法は法的に有効であるとの考えが、当法廷の熟慮の上での多数意見」であつたことは決してないのである、⁽¹⁸⁾。それは州際通商と州内通商との明確な区別であり、

かつ州際交通の各州内部分についての統制権を有すると従来信じられていた州警察権能を全面的に否定して、経済的ナショナリズムを打ち出した。ともあれ同判決は、マン判決およびその他のグレンジャー諸判決の原理を決定的に破棄し、州の権限を深刻に弱体化させ、連邦規制への道を拓いた。その結果の一つが、前述の州際通商法であった。⁽¹⁹⁾

注

- (1) Swisher, *op. cit.*, p. 407.
- (2) Mason et al., *op. cit.*, p. 190.
- (3) Kelly and Harbison, *op. cit.*, p. 516.
- (4) "Granger" cases, 94 U. S. 77, 155, 179, 180, 187 (1877); *Brown v. Houston*, 114 U. S. 622 (1885); Mason et al., *op. cit.*, pp. 190, 206-207; Kelly and Harbison, *op. cit.*, p. 516.
- (5) Collins, *op. cit.*, p. 148.
- (6) 合衆国憲法第一条第八節十八項。いわゆる「必要かつ適当条項」もしくは「暗示的権限条項 (implied powers clause)」または「共通作用条項 (co-efficient clause)」¹⁹⁾ あるいは「柔軟条項 (elastic clause)」と呼ばれる重要な条項。この条項に関してはマーシャル最高裁判官が *McCulloch v. Maryland*, 4 Wheaton 316 (1819). 22

において判示した見解がしばしば引用される。これに対し州の権限を重視する立場から「絶対的に、必要にして、かつ適当」と解すべしとの見解があるが、大勢はマーシャルの解釈を支持する。

- (7) McCloskey, *op. cit.*, pp. 122-123. なおアメリカ連邦体制考究については今津晃のすぐれた指摘がある。今津晃他著「アメリカ史を学ぶ人のために」世界思想社(一九八七年)、第十二章今津「連邦体制論の展開をめぐって」、二七五—二九七頁。次も有用である。Robert A. Goldwin (ed.), *A Nation of States: Essays on the American Federal System* (1966); Deil S. Wright, *Understanding Intergovernmental Relations* (1982).
- (8) Kelly and Harbison, *op. cit.*, p. 514.
- (9) 9 Wheaton 1 (1824); 12 Howard 299 (1851). 44 註1)へたがやまよ。Mason et al., *op. cit.*, pp. 144, 186, 187, 188, 196, 237, 297 (Gibbons); 142, 189, 203 (Cooley). See also McCloskey, *op. cit.*, p. 124.
- (10) Kelly and Harbison, *op. cit.*, pp. 517-518; Richard B. Morris and Henry S. Commager (ed.), *Encyclopedia of American History* (1965), pp. 258-259.
- (11) *Wabash, St. Louis, and Pacific Railway Co. v. Illinois*, 118 U. S. 557 (1886).
- (12) Mason et al., *op. cit.*, pp. 190, 225.

- (13) たとえば次の諸事件。 *Cincinnati, New Orleans, and Texas Pacific Railway Co. v. I. C. C.*, 162 U. S. 184, 196 (1896); *United States v. E. C. Knight Co.*, 156 U.S. 1 (1895). See also *Swisher, op. cit.*, pp. 418-419, 429-430, 509; *McCloskey, op. cit.*, p. 127.
- (14) *Ibid.*, p. 126.
- (15) *Mason et al., op. cit.*, pp. 190, 225; *Kelly and Harbison, op. cit.*, p. 517.
- (16) 法律用語として一般に許容されている解釈に従う。 transportation (物の輸送) traffic (人の交通)。また commerce (通商) とそのラテン語の語源 cum merce が「商品と共に (with merchandise)」という義であることから明らかな如く本来、商品の売買流通を指すのであって、これに附随して商品の売買のための traffic や transportation を包含する。近時、有形の物資の輸送に留まらず、送電、電信、電話等も「通商」の概念に含まれる。塚本、長内「前掲書」五五頁。
- (17) *Mason et al., op. cit.*, p. 225. 傍点引用者。
- (18) *Kelly and Harbison, op. cit.*, p. 517.
- (19) 同法の入手し易しテキストとしては次がある。 Henry S. Commager (ed.), *Documents of American History*, 2 vols. (8th ed., 1968), II, pp. 129-132. なお次も参照のこと。 *Kelly and Harbison, op. cit.*, p. 518.

合衆国憲法修正第十四条と州際通商条項

(七) 州際通商委員会と合衆国最高裁

前節でみた州際通商法制定過程または背景の下に成立した同法のうち、重要と思われる第五条と第十二―二十条について略考する。その際、ここで特に重視するのは後者、および後者と合衆国最高裁との関係である。第五条はプール契約を禁じている。この条項の主たる意図はプールの禁止によって競争を助長し、もって運賃の高騰を防止して公正な料金の形成を期待することにあつた。このためこのプール禁止条項を「独占禁止」に関する重要な法とみることは可能である。

同法を施行するために設置された五人で構成される州際通商委員会は、先ず前述した州レヴェルにおける類似委員会をモデルにしたものであり、ここにもコミュニティの福祉に関する州の先行性がみとれる。同委員は上院の同意をえて大統領がこれを指名した(第十一条)。第十二―二十条に定められた委員会の権限は次の如くである。訴状を受理してこれを審理し、事件に関する帳簿・記録等の提出を求め、証人の出席・証言を強制する権限を有した。運賃率と料金を定める権限は与えられていなかったが、同法違反と認められたどの運送業者に対

しても停止命令シイス・アンド・デジストを発する権限を有していた。

同委員会は右にみた如く、国会が性格においてそれに対し擬似的立法、擬似的行政、擬似的司法の各三権という広汎な権限を附託した最初の恒久的な連邦行政機関であった。従ってこの委員会の設立は、三権分立を基盤にしているアメリカ憲政史においては画期的な出来事であった。⁽¹⁾

少なくとも理論上は、同委員会は行政部門の一つであった。大統領により指名され、かつ同法の施行をなす義務を有していたからである。また同委員会は司法部門に類似する若干の機能を有した、すなわち審理をなし、証拠を集め、法廷命令と同等の効力のある判示を行ったからである。さらに同委員会の行政命令は法的効力を持つのみならず、それらは公共の利益・公共政策と、その対価を基盤にして発布された。その意味において擬似的立法権を有したのであり、かくて同委員会はまさに連邦政府の三権力部門の各領域を横断するものであった。このことを指摘して著名な憲政史家はいみじくも次のように述べている、「同委員会およびそれに続く類似の行政機関は事実上、権力分散という原理からの根本的離脱を象徴する」と。⁽²⁾

三権分立、さらには連邦と州との間にも権力を分ち持つという建国以来の、いわゆる二元的連邦主義デュアル・フェデラリズムからはおよそ考えられないこのような離脱が、何故に招来されたか。最良の説明は、同法制定者たちが直面した、当時の経済的リアリティの余りにも急速かつ複雑な状況の中にその要因があったということである。

農民或いはその利益を反映した州議会のアクションと、それに対抗して防禦的攻勢をとった鉄道側との間に展開された一連の闘争は、修正第十四条を武器に、或いは修正第五条に保障された権利、通商条項、契約条項など⁽³⁾、合衆国憲法を中心にした訴訟合戦が繰返えされた。さらには運賃率の決定といった法的・経済的に専門家のみがよくこれに対応しうるような高度に複雑で技術的な諸問題が継起していたのである。

スペンチャリストのみがこれら諸問題の幾つかに対応しうる希望があり、国会議員たちは政治家であったとしても決して専門的エキスパートではない。彼らには運賃率に絡みあった法的・経済的全体像の内容を把握するなど期待されなかった。しかも国会或いは州議会での彼らの会期は通年ではない反面、鉄道お抱えの専門家による攻勢は四六時中、やむことはなかったのである。従って

国会のなしうるすべては、政策の幅広い原理を設定することであり、一方無数の行政的諸問題の内容理解と解決は専門委員に委ねることであつた。⁽⁴⁾

州際通商委員会の諸努力は、頭初から企業側の反対と裁判所の妨害に出会つた。⁽⁵⁾ その妨害例としてあげられるのは一八九六年、州際通商委員会が被告となつた事件であるが、ここでは従来いく分か軽視されすぎてきた判決を優先させて、アメリカ共和国国体についての法曹界の意見を探る。

一八九〇年三月、合衆国最高裁はミネソタ州が被告となつた事件において、マン判決のドクトリンを完全に修正した。⁽⁶⁾ 本件はミネソタが州法によって鉄道・倉庫委員会を設立し、かつ同委員会に対し平等で合理的な運賃を定める権限を附与したことから始まつた。合衆国最高裁は、この州法が違憲である旨判示した。州段階ではあるが、連邦の通商委員会に相当するミネソタ州鉄道・倉庫委員会の権限剥奪は、来るべき連邦通商委員会の運命を予表していた。最高裁は州際通商法のどの部分をも法的拘束力なしとしたことはなかつたが、一連の同法関連事件において、先ず州際通商委員会から運賃率設定権を、⁽⁷⁾ ついで事実調査機関たる権威を削いでいつた。それは一

合衆国憲法修正第十四条と州際通商条項

八九六年シンシナチ等鉄道事件におけるシャイラス判事の積極的な同委員会権限否定の意見で完成をみる。⁽⁸⁾

またシカゴ等鉄道事件の重大性は、それがマン判決と本質的に異なつた原理を展開し、さらに司法部門が突出する道を開いた点で、決して見過せない。マン事件では(州) 議会が(州) 法によって最高運賃額を決定した。シカゴ事件では(州) 議会が委員会を創設し、それに対して議会の大権の一つを与えようと試みたものであつた。そのこと自体、議会はその大権を他に附託することができないとの原理に反する。またミネソタ州法の場合には、判断の要素を含む事柄、すなわち運賃の「合理性」についてののみ委員会に権限を与えた。そして合理性の問題は、ブラドレー、グレイ、ラマール各判事によれば極めて「司法的調査」の問題である以上、一通商委員会の管轄領域ではない。⁽⁹⁾ その権限が排他的にこのように司法の領域であるとされたからには、この判決後の合衆国最高裁の進出ぶり、すなわち判示領域の拡大は必至であつた。運賃率の合理性判断については、さらにシンシナチ事件によって州際通商委員会権限の削除、それと見合つての司法部門の進出が明確に打ち出された。合理性を判断する権限は、同委員会の命令によるレート決定権の中に

四五 (四五)

必然的に含意されているとの主張に対し、判決文を書いたシャイラス判事の意見は次のようである。委員会側の主張するような権限は、「必らずしもそうではない」。或る特定レートの合理性は「事実いかんによるのであり、同委員会の機能はこれらの事実を検討し、それらに対して適正な重味を与えることにある。もし委員会が、問題がおこりかつ事実が発見されるまではレートにつきその判断をさし控える代りに、自らでレートを決定するならば、そのレートは委員会によって十分に審理せずに合理的であると判断されたもの」にすぎない、と。

かくて合衆国最高裁は、州際通商法には「明示的または必然的な含意」のいずれにおいても委員会に運賃率決定の権限を与える条項が全く見当らぬとして、その権限を大いに弱化させた。一年後にハーラン判事が述べた如く、同委員会は「今やレポートを作成し、抗議書を提出するのみの存在にまでなった。そして司法の判断によって、何らか効果的な性格のある事柄をなす権威を奪われていた」のである。⁽¹⁰⁾ 委員会の権限が削減されていた反面、企業側はこの判決に先立つ丁度十年前に「人格」を認められ、⁽¹¹⁾ かくて修正第十四条、通商条項の主要武器を今や入手しおわった。

鉄道、もしくは従前の諸判決で「公共的性格」の企業と判定された諸会社は、今や州法による規制、州際委員会の命令のいずれにも服する忍従的立場をとらなかつた。それまでは原告として常に州・連邦権威を告訴した企業側はその時点では、いわば私権を守るといふ防禦的攻撃をかけたのだが、今や逆転して政府側の提訴を受けて立つ、一見、守りのようにみえるが、実体的には攻撃的守勢の立場に位置した。原告・被告はまさに逆転した。そのことは政府側原告の以下の諸事件に明らかである。一八九七年、対シンシナチ鉄道事件、同年、対アラバマ鉄道事件⁽¹²⁾と相ついで州際通商委員会が提訴したこと、そして悉く敗訴したことがそれである。

これら諸判決は、好ましからざる州法、州際通商委員会の提訴、また人民による過激な「社会改革」、「共産主義の⁽¹³⁾大行進」から仕かけられた「既得権への攻撃」に対し、⁽¹³⁾ 巨大な財力、有能な弁護士団、買収した政界を擁した企業側の積極的な反撃ないしは攻撃と、その勝利を示している。彼らの有した資力と法的武器は豊かであった。一方、州際通商委員会は折にふれて命令を出すことはあつたが、それが合衆国最高裁で支持されることは稀であつた。委員会は広報機関と殆んど差のないまでに凋

落した。

注

- (1) Kelly and Harbison, *op. cit.*, p. 518.
- (2) *Ibid.*, p. 519. 傍点引用者。なおこのような原理「脱」説は特に法曹界から強く指摘された。たとえは修正第十四条に絡んだ一つの合衆国最高裁判決「一〇のニチ一ヨーク州上訴裁判所の判決に強く表明された。Justice Field's dissenting opinion in Munn case, Mason et al., *op. cit.*, pp. 354-356. マン事件と類似のニチ一ヨーク州裁判におむる判決のペンナム判事の少数意見」をなす *People v. Budd*, 117 N. Y. 1, quoted in Charles C. Marshall, "A New Constitutional Amendment," 24 *American Law Review* (1890), pp. 909-910, 914.
- (3) 適法手続きの保障、自己に不利な証言の拒否、補償なしの公用徴収の否定。次を参照のこと。Mason et al., *op. cit.*, p. 225.
- (4) Collins, *op. cit.*, p. 131; Kelly and Harbison, *op. cit.*, p. 519.
- (5) McCloskey, *op. cit.*, pp. 126-127.
- (6) *Chicago, Minneapolis and St. Paul Railroad Co. v. Minnesota*, 134 U. S. 418, 457 (1890); Swisher, *op. cit.*, pp. 402-403; Marshall, "New Constitutional Amendment," p. 930 n. 1.
- (7) たゞは同委員会が証人の証言拒否に悩まされた事件 *Brown v. Walker* 161 U. S. 591, 605 (1896). See also *Interstate Commerce Commission v. Baird*, 194 U. S. 25 (1904).
- (8) *Cincinnati, New Orleans, and Texas Pacific Railway Co. v. Interstate Commerce Commission*, 162 U. S. 184 (1896). 運賃率設定権剝奪は次の個所に於て *Ibid.*, p. 196. See also Kelly and Harbison, *op. cit.*, p. 519; Swisher, *op. cit.*, pp. 418-419.
- (9) Marshall, "New Constitutional Amendment," p. 929.
- (10) 後出一八九七年、対マニント鉄道事件の少数意見として於て述べた。McCloskey, *op. cit.*, pp. 126-127; Kelly and Harbison, *op. cit.*, pp. 519-520, 521.
- (11) *Santa Clara County v. Southern Pacific Railroad Co.*, 118 U. S. 394 (1886); Mason et al., *op. cit.*, p. 306; Collins, *op. cit.*, pp. 127-128. なお「法人」格は次の諸判決による強化、再確認をなす。 *Minneapolis and St. Louis Railroad Co. v. Beckwith*, 129 U. S. 26 (1889); *Pembina Mining Co. v. Pennsylvania*, 125 U. S. 181 (1888).
- (12) 前年一八九六年に於て、おもに商事関係が対象とした。 *Interstate Commerce Commission v. Cincinnati*,

New Orleans, and Texas Pacific Railway Co. (1897). キョウワ *Interstate Commerce Commission v. Alabama Midland Railway Co.* (1897). が好例である。 See also Kelly and Harbison, *op. cit.*, pp. 520-521.

(13) Collins, *op. cit.*, pp. 130-131; McCloskey, *op. cit.*, p. 127.

(八) おわりに

修正第十四条と州際通商法は、合衆国憲法のあらゆる側面にかかわる訴訟の有力な源となっている。実際、この両者の歴史が内戦後今日までのアメリカ史の流れを表象しているといつて差支えない⁽¹⁾。その両者はいずれもアメリカの国体についての深刻な検討を求めてきた。修正第十四条採択後、それに基づいておこされたすべての重要な事件は、黒人の市民的自由であれ、企業の利害であれ、それへの州の規制であれ、何らかの形で州と連邦関係を捲きこんで扱われざるをえなかった。今世紀始めまでに、修正第十四条がらみの五十五件が州の敗訴もしくは不利な判決となっている(第二表)。これらのうち三十七件が連邦介入がらみであるが、いずれも企

業有利の判決である。すなわち七十八パーセントに当る。企業の勝訴と、さらに州もしくは地方の法令が冒されていく件数が逐年増加する一方、連邦さしとめ命令が支持されていく機会がふえて、ここでも州と連邦のバランス関係に対する合衆国最高裁の姿勢は明らかに連邦優位、州の地位の相対的下降への方向にあることを示している。

ただ通商に対して、州の警察権能や州際通商委員会の権限を縛るような諸判決を表層的にみて、合衆国最高裁の価値尺度がナショナリストもしくはローカリストのいづれに大きな配慮を傾けていたか断言するのは可成り困難である。しかし確実に言えることは、合衆国最高裁の主要関心事は「自由放任主義の原理を守る」ことであり、ナショナリスト、ローカリスト双方の論理ともに、自由放任主義の前に従属的になるよう強引に位置づけようとした点にある⁽²⁾。しかもこのような姿勢は法曹界によって、ほとんど全的に支持されたものである⁽³⁾。

修正第十四条の下で連邦問題に関し、今世紀初頭までに合衆国最高裁にまで持ちこまれた件数は総計六〇四に達している。そのうち州警察権能に関するものは実に三〇二件にのぼる(第三表)。しかも連邦干渉の問題につ

第3表 最高裁が修正第14条で判断した件数、係争事項、当事者 1868—1910

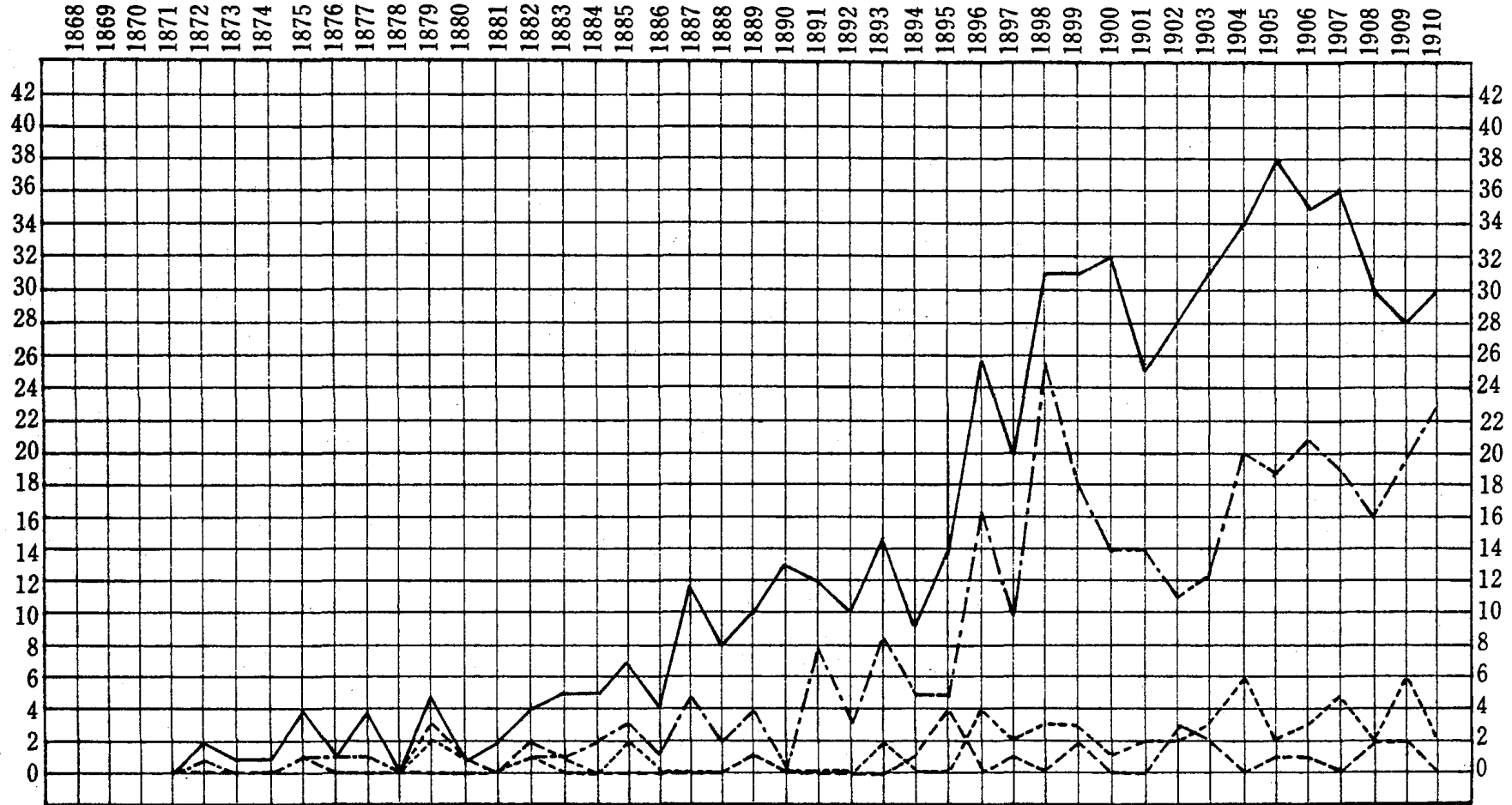
最高裁		野州の活動				問題の係連			第一別審		最終判決				当事者			
十月期	件数	警察権能	収用権	課税権	訴訟手続	市民の特権と免除	適法手続			法の平等保護	州裁判所	連邦裁判所	州の勝訴	州の敗訴	実体審理せず	少数意見	企業法人	黒人
							生命	自由	財産									
1872	2				1	2	1	1	1	2		2			2	1		
1873	1	1				1		1		1		1						
1874	1	1				1				1		1						
1875	4	1		1	1	2	1	2	2	2	2	4			1	1	1	
1876	1	1						1	1	1		1			1	1		
1877	4	2	2	1				4	1	4		4			1	1		
1878																		
1879	5	2		1	2	1	2	2	1	4	4	1	3	2	2		3	
1880	1	1							1	1		1	1		1		1	
1881	2	1		1					2	1	2	2						
1882	4	2			1			1	3	3	1	3	1		2	1	2	
1883	5	2		1	2		1	1	3	4	1	5		1	3	1	1	
1884	5	3	2					2	1	3	5	5				2		
1885	7	3		1	3	1		5	4	7	1	5	2		1	3		
1886	4	3		1				1	2	3	4	1	4		1	1		
1887	12	10			3	1	2	2	8	8	12	2	12		1	3	5	
1888	8	4		1	3	1		1	7	4	8		8		1	2	2	
1889	10	3		3	4	2		1	8	7	10	1	9	1	1	2	4	
1890	13	8			5		3	10	6	2	13	3	13		1	2		
1891	12	9		2	3		2	2	9	5	11	1	12		1	2	8	
1892	10	4	1	1	4		2	1	5	4	9	3	10		1		3	
1893	15	9	1	2	3	4	1	2	10	6	14	1	13	2	3	2	9	
1894	9	6		1	3		1	5	2	3	7	2	9		1	2	5	
1895	14	7	2	2	4	1	1	8	8	7	10	4	14		2	4	5	
1896	26	13	2	5	6			7	20	9	24	2	22	4	6	6	17	
1897	20	7	1	7	5	2	2	7	14	13	16	5	18	2	3	5	9	
1898	31	11	1	15	4	1		1	28	14	30	1	28	3	9	14	26	
1899	31	15	2	6	8	3	2	4	23	10	26	5	28	3	11	5	18	
1900	32	12		13	8	1	2	6	20	16	25	7	31	1	8	13	14	
1901	25	11		10	5	2	2	3	17	14	21	4	23	2	5	5	14	
1902	28	10	2	7	11	3		5	16	14	25	3	26	2	8	8	11	
1903	31	18		7	8	3		10	24	14	22	10	28	3	9	5	13	
1904	34	12	4	11	10			6	23	10	25	9	28	6	4	15	20	
1905	38	23	1	7	7	1	1	8	24	14	25	13	36	2	7	10	19	
1906	35	17	2	6	9	3		8	28	15	27	8	32	3	4	7	21	
1907	36	20	1	9	9	4		6	27	16	30	6	31	5	6	9	19	
1908	30	16		4	10			10	25	12	21	9	28	2	12	8	16	
1909	28	10	1	11	6			7	20	13	25	5	22	6	6	8	20	
1910	30	24	2	5	0			8	25	20	20	10	28	2	1	3	23	
総計	604	302	27	144	146	40	24	128	423	273	497	121	549	55	112	155	313	28

合衆国憲法修正第十四条と州際通商条項

四九 (四九)

Collins, *op. cit.*, p. 125.

第 4 表 修正第14条により合衆国最高裁が判示した全件数の略表



Collins, *op. cit.*, p. 207. ———— 判決総数 連邦の積極的干渉が勝訴の場合
 - · - · - 企業法人が当事者の場合 - - - - - 黒人問題関係の判決

いては、一五五回もの強力な少数意見を伴う判決であった(第三表)。それは右期間中になされた全判決の四分の一以上に当り、しかもそれらはすべて単なる刑法、民法上の事件ではなく、常に国体に絡まる事項すなわち合衆国憲法問題を含んでいた。それゆえ事件の内容と動機が何であれ、それらは合衆国最高裁に対し慎重な審理を迫った。修正第十四条がらみで着実に増加した件数は、明らかに最高裁の年間処理能力を越えた。それだけ数多くの、すなわち企業側の激しい攻勢があったのである。それは未決件数を増し、次の法廷会期にくりのべしさらに累積を加えるという意味で、少なくとも同修正は最高裁にとっては「重荷」となった。その負荷は州際通商関係件数の増大によってさらに増幅された。

修正第十四条は合衆国最高裁にそのエネルギーを消費させる「経済的浪費」の源とまで酷評され、また多くの重要な地方的改革を妨げ、さらにはいわゆる「たそがれ領域」^{ゾーン}を誕生させた意味でも、少なくとも一時期アメリカ人民の福祉をつまづかせるブロックと解された経歴を⁽⁴⁾持っている。

企業はその豊かな財力と人材を動員して公判の長期化をはかり、弱い公判維持能力の相手方が失意のうちに訴

訟を取りさげざるをえないようにすることも可能であった。それは端的にたとえば一八九六年のガルフ鉄道対エリス事件の推移に見てとれる⁽⁵⁾。しかも合衆国最高裁は企業に対し好意的であった。ポラック事件でのフィールド判事の意見は実に印象的である。「資本への現下の攻撃はその端緒にすぎない」、「それはより大きく、より広汎な他の攻勢への足がかりにすぎない。そして我々の政治的闘争は、富者に対する貧者の戦いになるであろう。戦争はその強度と苛烈さにおいて恒常的に増大するであろう⁽⁶⁾」。かくて合衆国最高裁は適法手続きを扱って、全く企業の保護者になっていた。

さらに同最高裁が自由放任主義すなわち企業利益の防衛に好意を示すに至った例は、通商条項にかかわる諸判決をみれば明々白々である。この領域において州法よりも連邦法が優先的であるとのドクトリンはすでに内戦前の三判決(一八一九年、一八二四年、および一八五一年)において示されていたが、さらに戦後は州際通商法の制定をみるに及んで、州による経済規制権の縮小、時には⁽⁸⁾廃棄さえ試みられた。

然らば優先権を確認・保証された連邦議会の権限はどうであったか。修正第十四条制定の意図が何であったに

しろ、それが内戦後の圧倒的に国会優位時に、それによって誕生させられたのは疑問の余地がない。しかしその国会も今や修正第十四条新解釈の下では、連邦の規制権は悲観的な状態にあることを認識せざるをえなかった。すなわち合衆国最高裁は修正第十四条の運用如何によっては、若干の領域における州の立法行為を抑止することができ——それが如何に州内の福祉向上を狙った立法意図を持つ場合にも。そして連邦政府のどの部門も右最高裁によって抑止されたからには、あたらかかる良き州法が無効になるのを防止することもできなければ、州の改革案に参入する権限も与えられてはいない。

この点に修正第十四条と州際通商条項の運用時における相違点がある。それは次のように理解されよう。国会は諸州の内的諸事象を規制するような法律の制定権を修正第十四条の下で与えられていない。確かに同修正は合衆国最高裁を通じて連邦政府に対しほとんど無制限の干渉権限を与えている。この連邦介入権は非常に顕著な影響力を持つ。州はその活動を或るラインにおいて抑制もしくは抑止される。そして連邦側には干渉権限以上のものはないから、州は無援のまま立法活動を抑圧され、州権威の絶対的停止に追いこまれることがある。或る特定

の経済的、社会的領域においては州は無力化される。かくて連邦も州も何ら肯定的行為がとりえない領域を持つ。対して、企業は国会および州議会のいずれからも干渉されずに行動しうる幾つかの領域を持つことになる。これがいみじくも「たそがれの領域」と呼ばれてきたものである。それは州、連邦両政府の間に、あたかも昼でもなければ夜でもない黄昏のような領域を創設した。修正第十四条下の連邦介入は右の状況を不可避の結果として生んだ。法の枠をこえた所に、富の権力が人民の意志により阻害されることなく自由に活動しうる影の領域が作出された。

合衆国憲法の州際通商条項においては、連邦政府は国会を通じて、州が悪に對しそれを矯正すべく立法化したのが合衆国最高裁によりそれを抑止されたり或いは法的拘束力なしと判示された場合、州が望んでいた矯正的行為に對して肯定的立法を發議することができる。そこに修正第十四条下の国会権限とは異なる側面を有している。この点においては矯正の「可能性」はある。しかし州際通商条項をめぐって州、連邦両政府間の関係が未決定であり落着いていない条件下にあっては、修正第十四条が作出したトワイライト・ゾーンは縮小されることはなか

った⁽¹⁰⁾。そして前述したように擬似的にしる三権力を併せ持つ州際通商委員会に合衆国最高裁は決して好意的ではなかったのである。

一八七七年から一八八六年にかけて合衆国最高裁は十四の州通商規制法をしりぞけた。そのうち二件のみが連邦政府による規制にも絡むものであった。一八八七年に州際通商法が制定された後、州による鉄道運賃率規制は事実上無意味になったが、運輸に影響する州警察権能が完全に衰退した訳ではない。一八八八年アラバマ州は、州際通商に影響するにもかかわらず機関手にライセンスを求める法を、州警察権能による規制として合衆国最高裁に認めさせた⁽¹¹⁾。一八九〇年ミシシッピ州は後年プレッシー対ファーガソン事件で争われたルイジアナ州法と同じそれ、すなわち同州内における旅客運送に際し鉄道会社は黒人に対し隔離すれども平等の設備を準備すべしと定めた法の有効性を合衆国最高裁によって是認された⁽¹²⁾。本件と六年後のプレッシー事件といずれの場合もハーラン判事の少数意見を伴ないはしたが、これらミシシッピ、ルイジアナ両「州法」は右最高裁の正式是認をうけた訳である。これらのことは法の平等保護を規定した修正第十四条であっても、或る経済的、社会的領域では、

合衆国憲法修正第十四条と州際通商条項

純粋に州内通商規制には州警察権能が優先するのであって至高法たる合衆国憲法といえどもそれを侵せないことを示している。確かに内戦後、連邦州関係は連邦企業問題にその主役の座を譲ったが、しかし合衆国の如き連邦国家にあっては「州権」は決して止むことを知らなかった問題であることを示している⁽¹³⁾。

一法制史家の次のような結論部分は多くの批判を受けて然るべきであるが、確かに興味深い。曰く、「当然のコースとしてアメリカ政治史における最初の大問題は個人的自由のそれであった。そして次にアメリカ人民の前にある問題は私的財産のそれであった。後者には奴隸制問題よりもその重要性においてそれを凌ぐ諸要素……重要な歴史を「提供」しうる要素がある。奴隸制は地域間の闘争であった。財産問題は階級の闘争であるに違いない⁽¹⁴⁾」。アメリカは開化した国家としてその奴隸制を廃止した時、後遺症を残しながらも一つのエポックを閉じた。そして内戦後、財産権問題がアメリカ史に一つの時代の幕あけを告げた。それはまさに閉幕と開幕とのコントラストと言えるが、しかしそこには重要なパラレルがある、と。続けて言う、すなわち内戦前「合衆国最高裁はドレッド・スコット判決で以て奴隸制闘争」の深刻

「さ」を弘く人心に知らしめた」、内戦後「屠殺場事件、マン事件によって右最高裁は財産権闘争を「アメリカに」導入したと言える。各事件ともそれぞれ憲法的保障により保護されない人間的権利の広汎な側面を残した」のである。⁽¹⁵⁾

各判決とも「より高次の法」、つまり奴隷制問題にあっては人道主義、キリスト教義から、後者にあつては自由放任主義、財産権の唱導者たちからの激しい賛否の嵐に直面した。各判決とも判事の意見は大きく割れた(第三表)。そして多くの人が解決、もしくは結論に達したと考へた地点に、一つの陥穽たとえば「トワイライト・ゾーン」を残した。それは以後のアメリカ人によって矯正されるべき、そして現在の筆者にとって以後の考究すべきテーマである。

注

- (1) Collins, *op. cit.*, p. 155.
- (2) McCloskey, *op. cit.*, p. 127.
- (3) Marshall, "New Constitutional Amendment," pp. 928-929.
- (4) Collins, *op. cit.*, pp. 153-154, 159-160.
- (5) *Gulf, Colorado, and Santa Fe Railway v. Ellis*,

165 U. S. 150 (1896). See also Collins, *op. cit.*, pp. 132-133.

- (9) Kelly and Harbison, *op. cit.*, p. 540. 傍点引用者。 See also Swisher, *op. cit.*, pp. 445ff; Mason et al., *op. cit.*, pp. 34, 276, 283, 310, 312. 本件は各種の財産から得られた収入に対する課税を定めた一八九四年の国会法の合憲性を問うものであった。一次審理(一八九五年四月)と二次審理(一八九五年五月)を有している。 *Pollock v. Farmers' Loan and Trust Company*, 158 U. S. 601; 1108 (Rehearing, 1895).

- (7) *McCulloch v. Maryland*, 4 Wheaton 316 (1819); *Gibbons v. Ogden*, 9 Wheaton 1(1824); *Cooley v. Board of Wardens*, 12 Howard 299 (1851).
- (8) McCloskey, *op. cit.*, pp. 124-125; Collins, *op. cit.*, p. 159; McLaughlin, *op. cit.*, p. 528.
- (9) Collins, *op. cit.*, pp. 133-134.
- (10) *Ibid.*, pp. 159-160.
- (11) *Smith v. Alabama*, 124 U. S. 465 (1888).
- (12) *Louisville Railway v. Mississippi*, 133 U. S. 587 (1890). See also Mason et al., *op. cit.*, pp. 191, 597.
- (13) McCloskey, *op. cit.*, pp. 101-103.
- (14) Marshall, "New Constitutional Amendment," pp. 930-931. 傍点引用者。但しその中に「奴隷制問

題はその両者いずれにも深くかわるものであったことを他ならぬドレッド・スコット判決が示している。これについては前掲拙著、四七八―四九五頁参照。

(15) *Ibid.*